

Title	ベルギーの政治空白と連邦化
Author(s)	松尾, 秀哉
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.55, 2013.3 : 217-273
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4676
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

ベルギーの政治空白と連邦化

松尾 秀 哉

はじめに——ベルギー政治危機

西欧の小国ベルギーは一八三〇年にオランダから独立したが、その時点で、主としてオランダ語を語るフランデレン民族と、フランス語を語るワロン民族によって構成されていた。建国当初は独立革命を主導し経済的に豊かであったワロンが国家形成の中心となり、フランス語による国民形成が進んだが、その後フランデレンの人びとによるオランダ語の公用化運動が激しくなった。双方の対立を一般に言語問題という。

言語問題によって第二次世界大戦後のベルギー政治は大きく左右され、一九七〇年以降、漸進的な分権化改革が進み、ベルギーは一九九三年に連邦制を導入することになった。すなわち、フランデレン、ワロンそれぞれ一定の政治的、経済的自治を認めることによって民族共存の途を探ったわけである。この連邦制度は後に見るように複雑に構成されているが、成立当初はこれを「多極共存型連邦制」(Deschouwer, 1999: 103-104)と高く評価する向きもあった。

しかし連邦化後およそ二〇〇年を経た——この二〇〇年の間にさらなる分権化改革も進められた(若林二〇〇七、津田二〇〇八)——二〇〇七年六月連邦選挙後、フランデレン諸政党とワロン諸政党との連立合意形成は困難で、約半年の

政治空白をベルギーは経験した。この間しばしば「ベルギー分裂危機」が騒がれていた。

その後、ヒー・ヴェルホフスタットによる暫定政権（二〇〇七年二月～二〇〇八年三月）、イヴ・ルテルム政権（二〇〇八年三月～二〇〇八年二月）、ヘルマン・ヴァンロンパウ政権（二〇〇八年二月～二〇〇九年二月）、第二次ルテルム政権（二〇〇九年二月～二〇一〇年三月）と矢継ぎ早に政権交代を繰り返したベルギーは、第二次ルテルム政権の辞職を受けて二〇一〇年六月一三日に再び総選挙を行った。この選挙ではフランデレンの分離・独立をも主張するフランデレン民族主義政党が第一党となり、連立形成は一層困難となった。フランデレンとワロン⁽¹⁾の連立合意のための交渉は平行線をたどり、結局新政権が成立したのは二〇一一年二月である。計五四一日、約一年半もの政権不在は、政治空白の史上最長記録（過去はイラク戦争後のイラクにおける二九八日）をはるかに更新するものであった。⁽²⁾

ベルギーが一九九三年に連邦制を採用した当時は、「地域的一言語主義の採用と言語境界線の確定により、独立後生じた主要な問題は一応の解決が与えられ、今日では言語境界線沿いの少数者保護措置を巡る問題に収斂した」（武居二〇〇二・五二）、すなわちこれでベルギーの言語問題も解決に向かうと期待されていた。要は、それぞれの民族・地域の領域的区分を明確にし、それぞれの連邦構成体に自律的な政策決定の権限を付与すること（分権化）によって言語マイノリティの保護を制度化して、対立を解消しようと考えたわけである。これは、やはり後述するように、アレンド・レイプハルトのいう多極共存型ないし合意型デモクラシーを制度化、徹底したともいえる（レイプハルト二〇〇五・二五―三八）。では、分権化を徹底した後に、なぜこれほどまで長い政治空白が生じたのか。本稿は、特に二〇一〇年六月以降の政治空白（以下、「ベルギー政治危機」）が生じた原因を探ることを一義的な目的とする。⁽³⁾ また同時に、ではなぜ——分裂することなく——一年半で政権ができたのかという問題も考えてみたい。

先に述べたとおり、二〇〇七年の分裂危機にせよ二〇一〇年以降のベルギー政治危機にせよ、これらの政治危機は、言語問題を解決するための連邦化導入以降の出来事である。そうであれば、ベルギーの連邦制に何らかの問題があった

のではないか。そこで本稿では、ベルギーの連邦制が今回の政治危機にどのような影響を及ぼしていたかを考えたい。以下では、まずベルギーのような「多民族連邦国家」が政治的に安定であるかどうかという問いについて、近年の研究を整理する。それを通じて本稿の焦点を明確にするためである。

1. 多民族国家の安定／不安定と連邦制⁽⁴⁾

かつてウィリアム・ライカーは、連邦制が登場するのは、ある国が外敵からの侵略を防ぐため、個別に州や地域が外敵に対抗するよりは、脅威を受ける地域全体が結集して安全保障をはかろうとする結果であると説明し、「ひとつの政府の下で広大な領域を統合する手法として……帝国のオルタナティヴ」である (Riker, 1964: 5) と評価した。

さらにレイプハルトは、多民族で構成される多元社会がしばしば連邦制度形態を採ると論じている。彼は、連邦制の導入によって「政治的な境界」「連邦構成体の地理的境界線」が社会的境界線「民族の地理的境界線」に近い形で設定されれば、連邦レベルでの異質性はその構成単位レベルの高い同質性に転化できる。つまり、……比較的同質性の高い小規模の単位を作ることによって、その単位内での社会的多元性を減少させることができる」(レイプハルト 二〇〇五・一五五) ため、民族間対立を解消できると主張している。

近年連邦制に関して精力的に研究を進めているウィルフリード・スウェンデンは、政府権力の分有と諸グループの自治権、かつこれらのグループの相互チェック機能によって、連邦制が民族紛争を回避できると主張している (スウェンデン 二〇一〇: 三五四)。つまり連邦制が「分権化の促進と保護」を目的とする制度 (レイプハルト 二〇〇五: 三三) であることを根拠にして、すなわち制度設計によって多民族国家を平和裏に統治しようと考えられているわけである。⁽⁵⁾

しかし、一九八〇年以降、ヨーロッパの七つの多民族連邦制国家のうち三つ（チェコスロヴァキア、ユーゴスラビア、ソ連）は消滅した。またカナダはケベックの問題を抱え続け、上記のとおりベルギーは近年政治危機に陥っている。さらにミハイル・フィリッポフによれば、ソ連崩壊後のロシアの連邦制は「民主的連邦制とは言い難い」（Filipov, 2004: ix）。またフィリッポフ・レーダーによれば、過去存在したオーストリア・ハンガリーを含む、多民族連邦国家一八国のうち、現存しているのは半数だけである（Roeder, 2010: 15）⁽⁶⁾。すなわち多民族国家の統治制度として分権化、連邦制の採用が適しているかどうかが疑問視され始めているのである。こうした状況を鑑み、近年「連邦制の逆説（the paradox of the federalism）」と呼ばれる、多民族国家に連邦制度を導入したことで生じるネガティブな効果に注目する研究が急増し、比較政治学における「成長産業」（Erk and Swenden, 2010: 1）と呼ばれるに至っている⁽⁷⁾。節を改め、もう少し説明することにした。

1-1 連邦制の逆説 (federal paradox / the paradox of the federalism)

近年の多民族連邦国家に生じた政治的不安定を受け、「多民族によって」構成される……国家において……権限移譲していくことの効果が長く議論」されるようになった（Keating, 2001: 109）。すなわち多民族国家は構成体（地域・民族）間の対立を避けるためにしばしば連邦政府（中央）から構成体に権限を移譲・分権化していく傾向にあるが、果たしてそれは政治的な安定を担保する効果的な策なのだろうか、という疑問が提示され議論されているわけである。

この点につき、まず連邦制の効果をポジティブに評価するものとして、先のレイプハルト（Lijphart, 1977）やドナルド・ホロウィッツ（Horowitz, 1985）の成果が挙げられる。彼らの間には選挙制度のあり方をめぐって論争がありその意味で留保条件は多いが、概して連邦制や分権化は、民族マイノリティが集中した諸地域の要求・要望を平和裏に調和

させる有望な手段である、とする点で一致している。

同様に、一定条件の下で連邦制は「連邦化の過程で民族の自己統治を認める程度に応じて、主権獲得の要求は減じられるはず」(Hechter, 2000: 142-143)、「連邦制が多民族国家におけるエスニック＝文化集団間関係を調和することができ、分離に対する欲求を減じる」(O'Leary, 2001: 288)と主張する成果も多い。またヤン・エルクは、かつて多民族国家における連邦化導入の過程を「多元的な社会構造に政治制度が調和するためのプロセス」(Erk, 2008: 1)と定義し、最終的に調和、政治的安定が付与されることを示唆していた。

他方で、古くはウィル・キムリックが「『民族性にもとづく構成体 (nationality-based unit)』を含む連邦国家の場合」エスニック集団の分割を制度化することによって、「エスニック集団が」巨大な国家に含まれていることは暫定的であり……「自分たちは」固有の自己統治の権利をもつ別者であるという主張や信念を正統化する」(Kymlicka, 1998: 140)と述べて、連邦制(導入)が国家分裂 (secession) を導く可能性を指摘していた。こうした連邦制の効果について、たとえばスヴァンテ・コーネルは「地域の自律を制度化することでは、エスニック集団間の和平や協調に結びつかないかもしれない。むしろエスニック集団の動員を促進し、分裂主義を高め、場合によっては軍事紛争にまで発展するかもしれない」(Cornell, 2002: 247)と危惧しており、さらに近年においてデヴィッド・キヤメロンも「少なくとも短期的には、連邦制の制度構造は、ある国家が分裂に直面するかどうかを読み解くためには二義的な意味しかもたない。……しかし長期的に見れば確かなことは言えない」(Cameron, 2010: 116)と、その効果を疑問視している。

以上のような研究のうち、後者、すなわちカナダのケベック問題、スペインのカタローニヤ問題、そして消滅したソ連、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアなどを例として、連邦国家が分裂ないしその危機に陥る可能性(ネガティブな効果)を重視する研究が、近年一般に「連邦制の逆説」(Erk and Anderson: 2010)と呼ばれている。ただしこれらの連邦制の効果に関する研究に一定の解答が与えられているわけではなく、扱う事例に応じて主張は多様である。本稿

もちろんベルギー一国の事例研究に過ぎないが、それを「連邦制の効果」という視点で分析することで、より大きな文脈での「多民族国家の場合、連邦制は効果的な統治制度か」(Eck and Swenden, 2010: 7)という問いに何らかを還元し、何らかの貢献ができないだろうか。本稿が一国研究を越えて意図する問題点はこの点である。一国研究の立場からこの大きな文脈での問いに挑戦するためには、分析枠組みの設定が重要であろう。よって以下では、まず連邦制研究の系譜を整理し、その後ベルギーの個別事例研究の方法論を検討する。

2. 分析枠組みの検討

2-1 「連邦制の効果」研究の系譜

連邦制研究の発端は、アメリカ連邦制の成立史研究等を除けば、まずはその定義をめぐる研究から始まったといえるだろう。北川将之が簡潔に整理しているように、これは、ケネス・フェアに代表される、「連邦 (federation)」と「国連合 (confederation)」、「主権国家」の区分をめぐる議論でもあった (Wheare, 1946)。しかし、おそらくこうした定義の難しさのゆえに、連邦制の効果をめぐる研究はせいぜい類型論に留まっていたといえる。そのなかでもライカーは、連邦制を、税收効率と軍事増強のための「連邦政府リーダーと連邦構成政府との交渉〔過程〕」として行動論的視点をもって解釈 (Riker, 1964: 11) し、政党 (システム) の様態と国政の安定／不安定との相関を類型化していた (*Ibid.*: 86-136)。

しかしこのライカーにしても、後に「……契約が成立したのち、連邦制は独自の途を歩む。……この多様性のため

に、連邦制の運用過程を一般化することは不可能であろう。連邦制の起源については、部分的に検証可能な理論を構築することができるが、形成されたのち、連邦制の将来に関する理論を構築できるとは思わない。おそらく我々がなしているのは、……連邦制の運用の類型を作り出すことぐらいであろう」(Riker, 1975: 131)と述べ、類型論以上の比較分析、連邦制の効果をめぐる分析には立ち入らなかつた(北川二〇〇〇)。

しかしながら、ここ数年の間新しい研究が大量に生産されていることに目を向けねばなるまい。こうした研究が増加している背景には、先に述べたような多民族連邦国家の動揺という事実に加えて、EUを単一の巨大な連邦国家とみなして、その多層的ガバナンス(multi-level governance)とその効果に注目する研究が増加している(Hooghe and Marks, 2001; Sabel and Zeitlin, 2005)。さらには比較政治学的手法が進展し、その対象として連邦制度が取り上げられるという「サプライ・サイドの要求」もあつた(Erk and Swenden, 2010: 2-6)。たとえば、分権化によるマイノリティの権利保護制度を評価する「(旧)制度論的分析」(Amoretti and Bermeo, 2004)を経て、以下に紹介するような、一国研究に留まらない計量分析、新制度論的分析が登場するに至っている。

新しい連邦制の効果をめぐる比較研究は、大きく「アクター分析」と「新制度論的分析」に分けることができる。前者は政党ないし政党システムの様態が連邦制の「安定」に与える因果的影響を検討する(Burgess *et al.*, 1993; Filippov, *et al.*, 2004)。また後者は、逆に連邦制度の進展が政党配置に与える影響を比較・検討するもの(Dettbeck and Hepburn, 2010)や、選挙制度のパターンが分離主義政党の台頭に影響することを明らかにしたもの(Sorens, 2010: 76-77)などがあり、いずれも多民族連邦国家の危険性(連邦制の逆説)を指摘する。

ただし、こうした近年の比較政治学的手法を用いた「逆説」研究は、ベルギー(の分裂危機)については楽観的である⁽⁹⁾。根本的な問題は、比較研究の事例として、たとえ二〇〇七年の分裂危機でさえも現状では情報量が不十分で、比較分析の対象として取り上げるには時期尚早であるという点、さらに、いかんせん悲しいかな、二〇一〇年以降の長期の

政治空白によって（筆者を含め）実証的研究ができない手詰まり状態のままであった、という点にある（たとえば、Brans *et al.*, 2009 年）。

ただし、個別研究の範疇ならば、二〇〇七年の分裂危機後、ベルギー研究が徐々に増えてきており、これらの個別研究を考察することを通じて比較可能な枠組みを考えることは可能かもしれない。そもそも現状の「逆説」研究は、新しい比較手法を用いる点で斬新ではあるが、「逆説」が生じていることを実証することが中心的な論点であり、連邦制度の何が問題なのか、なぜ「逆説」が生じるのかという点まで十分には踏み込めていない。もう少し一国の事例（*depth*）研究がなすべき仕事であろう。よって、近年の連邦制比較研究の動向を念頭に置きながら、かつ執筆時点で筆者が入手可能な資料を用いて分析できる枠組みを模索したい。以下ではベルギーの近年の政治動向に対する研究を検討する。

2-2 ベルギー（分裂危機）を扱った事例

二〇〇七年六月一〇日の総選挙以降、フランデレンとワロン諸政党の政権合意形成がなされず一九二日の政治空白が生じ、「ベルギー分裂危機」が騒がれた。その要因を、特にベルギーの連邦制と絡めて解いたものとして、第一にマイノリティの拒否権（ベルギー憲法第五四条の「アラーム・ベル手続き」）を挙げる成果がある。

もちろんこうした拒否権は、マイノリティの権利を保護するためのものであり、「多極共存型民主主義」の特徴である（Lijphart, 1977）。実際にリーズベット・ホーハは、かつてこのような少数者保護装置が、まさに少数者を保護することのゆえに政治的安定を担保するとして評価していた（Hooghe, 2004: 77-80）。しかし、実際の政権形成交渉においては、少数派（ワロン）がこれを発動することによって交渉が長引いた（Beland & Lecours, 2007; Van Haute, 2007; 松

尾二〇二一)。つまり交渉を長引かせた遠因でもある。この点は現在のベルギー（分裂危機）研究の水準からみて異論はないと思われる。

むしろ現在いくつか議論があり、本稿で取り上げておきたい問題は、以下の第二の点である。すなわち、一九九三年の連邦制導入によってベルギーの選挙区は実質的にフランデレン選挙区とワロン選挙区とに分断され、それによりフランデレンの政党は他のフランデレンの政党と、ワロンの政党は他のワロンの政党と選挙で競い合うことになった。よって、たとえばフランデレン選挙区において各政党は「われこそがフランデレン利益の最大の具現者である」と主張し、つまり民族主義化し、結果的にフランデレンとワロンの政策距離が離れ、その後の合意形成が困難になったというものである（松尾二〇一〇 a、Swenden, 2012）。⁽¹¹⁾

しかしながら、ベルギーの二〇〇七年分裂危機における政党行動に関する見解がこれで一致しているわけではなく、もちろん異論もある。⁽¹²⁾特に現時点で議論されている点は「選挙区の分断」と「民族主義化」の因果関係についてである。すなわち、九三年以降ベルギーの政党システムおよび選挙区がワロンとフランデレンとの二つに分断されていることは事実としても、だからといって必ずしも各政党が民族主義化しているとは限らないのではないかと主張し、具体的には、本当に政党が民族主義化したのかとの問いを立て、長期的ないし一時的なマニフェスト（テキスト）分析を行った結果が多くみられる。

たとえばレジス・ダンドイらは選挙ごとのマニフェストのテキスト分析を行い、以下のような主張をしてきた。第一に、連邦化以降もベルギーの主要政党のマニフェストに大きな変化はないが、二〇〇三年の選挙ではフランデレンで分権化を支持する政党が目立つ（Dandoy, 2009）。また連邦化以降二〇〇七年まで経年比較を試みると、ベルギーの諸政党はマニフェスト上分権化イシューを強調し続けている（Dandoy, 2011a）。さらに別の手法を用いた分析では、ベルギーの政党が全体として（特にフランデレンで）、西欧の中でも最も強い「独立（Autonomist）」志向の強い政党に変化

した (Detterbeck and Hepburn, 2010: 121-122) と主張するものもある。

こうした成果のうち、以下の成果には注目しておきたい。第一に、既成政党のマニフェストを経年比較していくと、民族主義政党の成功による「汚染 (contamination)」がみられる。しかし九三年以降は一定の傾向がみられず、結論としてマニフェストの内容は「個々の政党戦略」に負うと指摘する成果 (Sinarlet and Morsink, 2011)。¹³⁾ 第二に、二〇一〇年までのマニフェストを政党間比較すると、各政党が取り上げるイシューに大きな差はない。よって政権形成の困難の程度は、マニフェスト以上に各政党が志向する「(イシューの) 解決方法の相違」によると指摘するもの (Walgrave et al., 2010) である。これらの成果が共通して示唆するのは、政権形成交渉が長期化する本質的な原因は、選挙後の交渉過程における個々の政党の戦略にある、という点である。実際に先のダンドイらも、別稿で、マニフェストが政権交渉の結果たどり着いた政府間合意に必ずしも忠実に反映されているわけではないと指摘している (Dandoy et al., 2010)。¹⁴⁾ つまり少なくとも現状のベルギー政治危機をめぐる実証的研究を指向する場合、さらに政党行動に注目する限り、重要なのは選挙戦略以上に、その後の政権交渉過程そのものであり、交渉過程における政党戦略と行動に注目することなのである。

以上の点をまとめれば、概して九三年連邦化以降の政党の「民族主義化」はある程度妥当していると思われる。しかし、必ずしもマニフェスト上の政策距離・戦略が連立合意 (の難しさ) を決めるわけではなく、むしろベルギーのよくな合意型民主主義モデルにおいては、より研究を精緻化するために、解決方法を話し合う政権形成交渉過程自体に注目しなければならぬ。¹⁵⁾ すなわち、もちろん他の外生的要因の影響を排除する意図はないが、以上のような連邦制の効果をめぐる言説を念頭に、本稿では政権形成交渉に参加したアクターの行動に対する連邦制度の影響に注目して、ベルギー、「連邦制の逆説」を検討することにした。

よって分析枠組みは、連邦制度が連立交渉アクターの行動に及ぼす影響を抽出する枠組みである必要がある。この点

を念頭に、本稿の分析枠組みを検討しよう。

2-3 連邦制と政党システムの多層化

分析枠組みの設定にあたり、総論として、ここで問われているのは「連邦制の効果」であるという点を改めて指摘しておきたい。つまり本稿の場合ベルギーを事例とするわけだが、その政治危機の要因を分析するに際して「連邦制」に注目をする。ということは、何らかの要因を抽出できたとしても、それが「連邦制の効果」なのか、それとも他の「ベルギー政治に特有の制度的効果」なのかを峻別する必要があるということである。もしくは必ずしも明確に峻別されなくても、ある条件、要因を連邦制が強化しているか、それとも弱めているか、もしくは何も影響を及ぼしていないのか、という点を常に考慮しなくてはならない。

では、ここでいう「連邦制」とは何か。単に「連邦制」とはいつでも、それだけでは曖昧であり、操作可能な分析的概念として再定義する必要がある。この点については、まず、先のスウェーデンの成果を参考にしたい。スウェーデンは、ヨーロッパの連邦制度の定義を検討することから始め、その多様性を明らかにしたうえで「連邦制」を機能的に類型化している。それによれば、連邦制は、主に(1)憲法上の規定における中央と地域への立法・行政権限の配分、(2)行財政(課税・再分配政策)上の権限配分、(3)政党システムの多様性(政党システムが全国政党と非全国政党によって形成されているか/非全国政党のみによって構成されているか)、(4)公共政策決定過程における連邦(中央)政府と連邦構成体(地域)政府の相互関係、(5)民族の地理的凝集性の程度、によって「二元的連邦制」と「有機的連邦制」に分類される(スウェーデン二〇一〇)。

スウェーデンが着目した連邦制の機能分類のなかで、本稿では、先に検討してきたように政権形成交渉に参加するア

クター（政党）の行動に注目するため、「連邦制」を基本的に（3）「政党システム次元」に限定して検討することとする。連邦制の下では、連邦構成体に相対的に大きな政策決定権限が付与されるため、連邦（中央）の政党システムとは別に、地域独自の政党システムが形成されることがある。スウェーデンは、こうした状況を政党システムの「断片化」と呼び、全国政党と非全国政党の割合で各国を分類する。これによれば、ベルギーは一九六〇年代以降全国政党が地域・民族ごとに分裂し、現在は全国政党を有しない、すなわち非全国政党のみによって政党システムが形成される稀な例とされる（スウェーデン二〇〇六：二〇二）。その特殊性を考慮したく、本稿では連邦化が政党システムに及ぼす効果に注目したい。

この点をさらにクリス・デスハウアーによる議論を参照しながら検討したい。デスハウアーは、連邦化によってベルギーの政党システムが「連邦議会・政府（中央）の政党システム」と「地域議会（地方）の政党システム」とに分断されている状況を「政党システムの多層化（multi-layered systems）」と定め、それによって政党間・政党内の戦略をめぐる一致（congruence）と不一致（incongruence）を生み出す結果（図1）、政権交渉や政策決定に多様な影響を及ぼすことを記述的に論じている（Deschouwer, 2009a）^[7]。

後述するように、ベルギーは一九九三年に連邦化し、連邦（中央）議会とは別に、地域（地方）議会を直接選挙で選出することとなった。ということは、両方で議席を獲得しようとする政党ならば、地域議会選挙にも、連邦議会選挙にも、候補者を立てる。つまり政党は中央選挙と地方選挙の両方を視野に入れることになる。その結果として、たとえば1のような場合、成立した連邦政府と地域政府は一致して政局運営が可能になるであろうし、逆に3の場合には地域政府と連邦政府の間で政策の齟齬が生じたり、場合によっては拒否権の発動などもされやすくなったりするだろう。そして2のような部分的不一致がある場合、連邦与党と地域与党を担うA政党は、双方の利益を調整しつつ円滑かつ安定的な政権運営を継続しうる可能性もあるし、逆に地域利益と中央利益の板挟みのなかで困難な状況に追いやられるかもし

図1 連合政府の垂直的（不）一致の類型

1 中央政府と地方政府の完全一致

連邦政府	
A政党	B政党
A政党	B政党
地域政府	

2 中央政府と地方政府の部分的（不）一致

		連邦政府	
		A政党	B政党
C政党		A政党	
地域政府			

3 中央政府と地方政府の完全不一致

		連邦政府	
		A政党	B政党
C政党	D政党		
地域政府			

出典：Deschouwer, 2009a: 16, Figure. 1

れない。つまり連邦化の結果生じた「政党システムの多層化」が政党アクターに何らかの影響を及ぼすことにデスハウアーは注目したのである。

デスハウアーは二〇一〇年の政治危機について分析を試みていないため、本稿でも連邦化の影響として「政党システムの多層化」に注目し二〇一〇年六月以降の交渉過程を検討する。次節では、さらに「連立交渉過程」を分析する視角を検討する。

2-4 制度が政権交渉アクターに与える影響——対立と追従のロジック

繰り返すが、本稿では「(連邦) 制度が交渉アクターの行動に与える影響」を検討する。以下では、ステファン・ワルグラウヴらの成果 (Walgrave and Vliegenthart, 2010) にもとづいて、政治制度が連立交渉アクターの行動に与える影響を検討する視点を整理しておきたい。

ワルグラウヴらは、ブライアン・ジョーンズとフランク・バウムガートナーの政策過程分析 (Jones and Baumgartner, 2005) にもとづいて、二〇〇七年までのベルギー議会において、あるイシューがどの程度注目 (attention) されるか、つまり議会のアジェンダにおいて特定のイシューがどの程度連続ないし断続するかを検討した。

ジョーンズらは、アメリカ政治を事例として、外的な環境から発せられる信号 (情報) を、アクターが「見だし、解釈し、その優位性と緊急性に応じて優先順位をつけ、さらにその優先順位にもとづいて公共政策を形成するプロセス」 (Jones and Baumgartner, 2005: 274) に注目した。要は情報が政策過程に及ぼす影響を検討する研究である。彼らが注目するのは、情報の不確実性や非対称性を前提として、情報を受け取る側が情報をどう処理し、それにどう反応するかという点である。その反応に依拠して、あるイシューが連続的に審議されるか、それとも他のアジェンダに取って代わられるか、すなわち断続するかを計量的に検討する。詳細はここでは省くが、彼らによれば、情報を受け取ったアクターの反応として、議会において周囲と「対立 (friction)」する行動を採る場合や、周囲に「追従 (cascading)」する行動を採る場合がある。

これをベルギー政治に適用して、どの程度アジェンダが断続するかという問題を検討したのが、先のワルグラウヴらの成果である。たとえば、議会内でアクター間の「対立」が顕著なときは、議会で意見の一致がみられず、アジェンダ

の変化が生じない場合がある。しかし他のアクターが「追従」するとき、新しい 이슈が議会で取り上げられ、すなわちアジェンダが断続する場合がある (Walgrave and Vliegenthart, 2010: 1147-1148)。彼らが取り上げる 이슈は必ずしも「分権化」や「連邦」をめぐる議論に限られない。様々な 이슈が議会で取り上げられる頻度を計量的に分析し、ベルギー議会における「追従」モデルの妥当性を強調する。そして、いかなる場合においても議会内に「対立」が生じやすく、もしくは「追従」が生じやすいかを、制度設計が左右すると述べる。

これらの成果は、もちろん本来の目的は「情報(処理)と政治」に関するものであり本稿の目的(政権形成交渉過程の検討)とは一致しないが、それでもなおこれらの枠組みは本稿にとって示唆的なものである。実際にこの「対立」と「追従」のロジックは予算案の政治過程分析の他、政党マニフェストの変化の分析にも用いられ (Walgrave and Nytemans, 2009)、幅広い援用可能性を有している。本稿の課題にとっても、この「対立」と「追従」のロジックは有益である。というのも、制度の条件次第で、あるアクターが周囲のアクターと対立する(合意しない)か、それとも周囲に追従する(合意する)かが左右されると想定できるからである。すなわち、これは、制度的条件が政権形成交渉過程におけるアクターの行動(「対立」や「追従」)を左右し、影響を及ぼすことを実証する枠組みでもある⁽¹⁸⁾。

そうであれば、政権形成交渉過程において、交渉アクターの間には「対立」が生じた要因や、他方でその過程で「追従」が生じて結果的に政権合意に至った要因も、制度との絡みで、かつ一つの枠組みで、検討することが可能はずである。以下ではワルグラウヴァらによる、アクター間に「対立」と「追従」を生み出す制度的条件を整理したい。

第一に「アクターの多様性」という条件がある。これはアクターが多様(multiple)になることの影響である。ワルグラウヴァらは、アクターが多様であればあるほど、合意が強要されるとアクターは「対立」関係に陥りやすいと述べる。しかし、そのときでもアクターが「自律」⁽¹⁹⁾していれば、合意への「追従」が生じやすいと述べる (Walgrave and Vliegenthart, 2010: 1152)。これに従えば、政権形成交渉過程は本質的に多数のアクターによる合意形成(が不可避的

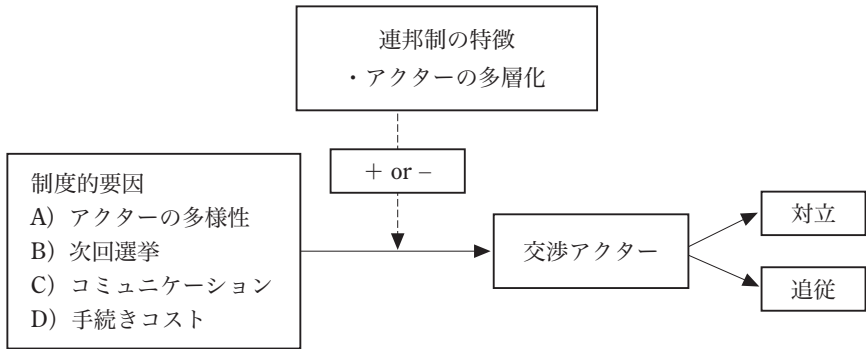
に強要される)過程であるため、「アクターの多様性」ないし「自律性」は本稿にとっても重要な視点である。本稿では、この条件が二〇一〇年ベルギー危機における交渉過程でどのように影響したか、さらにそれが連邦化(政党システムの多層化)に影響されたかどうかを検討する。

第二に「アクター間の競合性」という条件が挙げられる。これは本来、制度から派生する条件ではなく、むしろ合意形成の際のイシューの属性に関する条件である。しかし「あるアクターが成功するとみたときに、他のアクターは「票、メディアの注目、公的資金などの希少資源をめぐる」競合に負けないために「対立」行動をやめる(追従)」(Walgrave and Vliegenthart, 2010: 1153)とも述べられ、次の「罰則」ないし「報酬」と関連する制度的条件でもある。よって、第三の「罰則と報酬」を検討する。

「罰則 (sanction) と報酬 (rewards)」は、すぐに罰則(ないし報酬)が与えられる場合、「追従」が起りやすいとする条件である。逆に、たとえ「対立」行動を採っていても、そのことによる「罰則」ないし「報酬」が直ちに与えられるのでなければ、アクターはその「対立」行動をすぐにやめることはない (Walgrave and Vliegenthart 2010: 1153)。政治過程において一般的に述べられる罰則ないし報酬とは、公的資金やメディアの対応である (Hino, 2005; 2012) が、最も伝統的なものは、ここでのアクターを政党と仮定すると、「次回選挙での成否」であろう。公的資金をどの程度得られるか、もしくはメディアの対応如何も、ある意味次回選挙での成否にかかわる条件である。政権形成交渉の成否は次回選挙において重要な影響を与えると考えられるため (Miller and Strom, 1999) 本稿ではこれを「次回選挙」として一括し、連立政権形成交渉における「次回選挙」の影響、そして連邦化がそれによつたような影響を及ぼすかという点にも注目する。

第四に、彼らは「コミュニケーション」という条件を挙げる。これは、互いの行動がわかりやすい場合、「追従」が起りやすく、逆に交渉相手の行動の不確実性が高い場合、自らの政策や戦略に固執せざるを得ず「対立」しやすいと

図2 分析枠組み



出典：筆者作成

する条件である。もう少し言えば、あるアクターが交渉に入ろうとするとき、もしくは交渉過程において、何らかの条件によって交渉相手の出方がわかりにくいと、交渉前に妥協案を想定することができなくなり、自論に固執する可能性が高まり、結果的に合意形成を困難にすることを意味する (Walgrave and Vliegenthart 2010: 1153)。連立政権形成交渉においても、「相手の出方」は戦略を左右する重要な要因であるから、本稿はこの「コミュニケーション」という点にも注目し、さらにこれが連邦化によってどのように影響されているかという点を考慮する。

最後に、「手続きコスト」の問題が挙げられる。ワルグラヴァらによれば、日常の行動はコストが低いので「追従」が生じやすいが、時間やリソースを消費する手続きを要する行動については「対立」を生みやすい。コストを要する決定については、各アクターが自らの考えを変えず、相対的に強固に固執すると考えられるからである (Walgrave and Vliegenthart 2010: 1154)。連立交渉が非日常的な政治行動であることはいうまでもない。すなわち「対立」しやすい。本稿での問題は、連邦制であるがゆえに、一層コストが高まるか否かに注目する、ということになる。

以上をまとめると、本稿では (1) アクターの多様性、(2) 次回選

挙の見込み、(3) コミュニケーション、(4) 連立交渉過程自体の手続きコスト、の四つの視点に注目してベルギーの政権形成交渉を分析し、さらに以上の条件に、前節で挙げた連邦制度(主に「政党システムの多層化」)の効果を考慮して、連立交渉過程を分析することになる。ここまでの議論をまとめると、図2のようになる。

3. ベルギー連邦制と危機の背景

具体的な連立交渉過程の検討に入る前に、まずベルギー連邦制度の特徴を簡単に整理し、さらにここ数年のベルギー政治における二つの主要論点である「経済格差」と「BHV問題」を連立交渉の背景として説明する。その後、二〇一〇年政治危機の前提となる二〇〇七年六月一〇日以降の一九二日の政治空白について、概要をまとめておきたい。

3-1 ベルギー連邦制度

ベルギーは一九六〇年代のフランデレンとワロンの対立を契機に両民族・言語の分権化・連邦化を進める(松尾二〇一〇b)。独立時に国家形成の主導権を握っていたのは、当時経済的に豊かであったワロン(フランス語)であった。しかし、戦後のベビーブームのなかでフランデレンは急激に人口が増加し、さらにワロン経済をささえていた石炭の需要が国際的に低下しつつあった。それとは対照的に豊かな港をもつフランデレンに外資が集中してフランデレンの経済が急成長した。これらを背景に一九六〇年代にはワロン優位の諸制度に対する見直し要求が高まっていったわけ

ある。こうして両言語・民族の間の対立が激しくなり、一九七〇年の憲法改正を手始めに、フランデレンとワロンそれぞれの自治が拡大し、計四回の憲法改正を経て一九九三年に「連邦国家」を宣言するに至った。

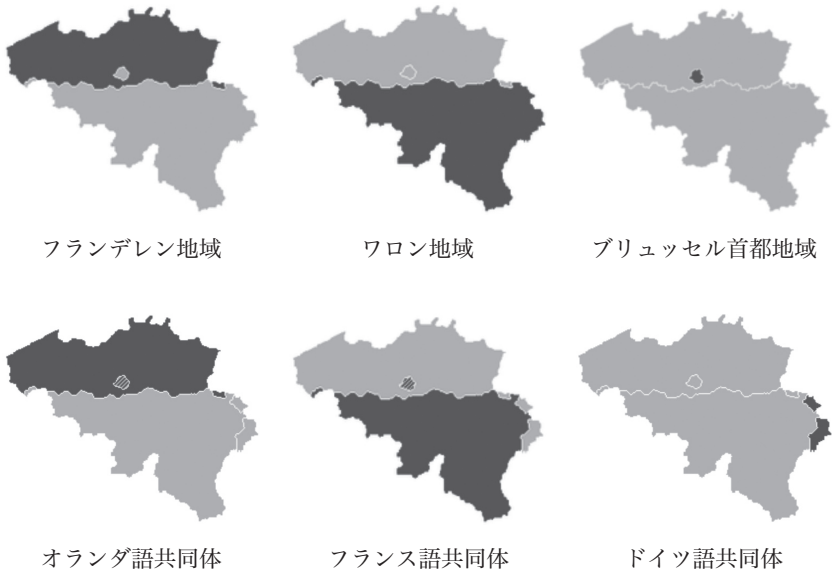
この四回の憲法改正は、その全てを詳述することはできないが、経済的優位を背景に自治を高めようとするフランデレン側の要求に、一九七〇年、八〇年、八八年とその都度対応していった結果であるといえるだろう。逆に言えば、ベルギーが地域へ権限を移譲（分権化）していったのは、フランデレンの自治要求をそこで食い止めようとした結果であった（たとえば一九七〇年の憲法改正については松尾二〇一〇b）。自治を要求するフランデレンと既得権益に固執するワロンの、四半世紀に及ぶ交渉の結果生まれた、一九九三年の連邦制は特殊で複雑である。

ベルギーが九三年に導入した連邦制は、図3に示すように、地理的単位である「地域」と別に「言語」という属人的単位によっても構成された、複雑な三層の統治構造を有している。まずベルギー（中央）連邦政府、そしてフランデレン、ワロン、ブリュッセルという三つの「地域」という構成体、さらに属人的なオランダ語、フランス語、ドイツ語（人口の約〇・五%といわれる）という言語によって区分された「共同体」という構成体が設定されている。

また先に「三層」とは述べたものの、図4に示すように、連邦政府、言語共同体政府、地域政府のあいだに明確な上下関係の規定はなく、担当する政策領域が異なるだけである。九三年時点では、主に連邦政府は安全保障や外交、社会保障権限を有する。言語共同体政府は教育、文化、言語にかかわる政策の権限を有し、地域政府は域内の公共事業など経済政策を担当する。

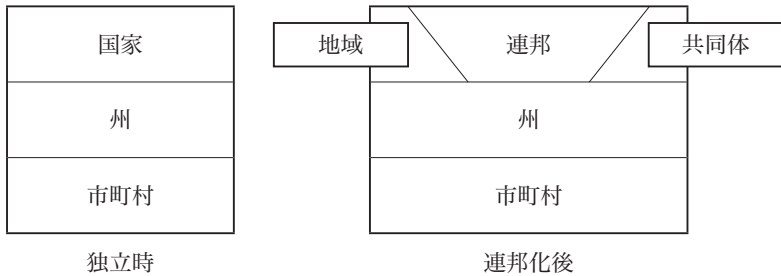
なお、先述のとおり、九三年以前にも共同体政府・議会、地域政府・議会は規定されていたが、これらの議会が直接選挙によって選出されるようになったのは一九九三年の連邦国家化以降である。ベルギーの政党は一九六〇年代以降、徐々に地域政党に分裂し全国政党は消滅したが、九三年の地域議会への直接選挙導入によって、政党システムは連邦議会を構成する政党システムと、各地域議会を構成する政党システムとに「多層化」することになったのである。

図3 ベルギーの連邦制度（地理的）



出典：ベルギー連邦政府HP

図4 ベルギーの連邦制度（垂直的）



出典：Sägesser, 2009: 12の図より筆者作成。

その後、二〇〇一年には再び憲法改正が行われ、さらに地域政府への課税権の委譲等が進んでいる（津田二〇〇八）。このように、ベルギーは民族間の対立を解決するために、徐々に分権化を進め、独自の連邦制度を作り出した。また連邦での閣僚ポスト配分を言語別に同等とすること、少数者の拒否権を認めるなど、成立当時ベルギーの連邦制度はレイプハルトによる多極共存型民主主義の「複写」（Deschouwer, 2009c: 71）とされていた。以上のようにベルギーの連邦制度は複雑だが、デスハウアーの設定に従い、議論を明確にしたく、本稿が連邦構成体として取り扱うのは、フランドレンとワロンの地域政府である（Deschouwer, 2009a: 18）⁽²⁰⁾。

3-2 争点

(1) 経済格差と財政の分権化

一九六〇年代にフランドレンとワロンの対立は激しくなり、それが全国政党の消滅と地域政党化を招き、さらに連邦化改革が始められることになった。先に述べたように、その背景には、第二次世界大戦後、フランドレンとワロンとの経済的、社会的地位が逆転したことがある。ベルギー独立時には豊かな炭鉱を有し経済的に豊かであったワロンが国家形成を主導した。当時ベルギーの公用語はフランス語であった。

その後フランドレンのオランダ語公用語化運動が起こり、既に一九三〇年代に地域別に公用語が定められていた（フランドレン…オランダ語／ワロン…フランス語／例外的にブリュッセルは多くがフランス語住民で占められ、両語圏とされた）が、第二次世界大戦後も実質的に行政上、また教育上フランス語はオランダ語圏でも使用されていた。

しかし、一九五〇年代には石炭の需要は低下しワロン経済は低迷した。他方で大きな港湾都市を有するフランドレン地域に外資が集中してフランドレン経済が成長した。こうして経済的地位が逆転したために、一九六〇年代に、現状

表1 地域の支出と垂直的な財政不均衡

	ベルギー	ドイツ	オーストリア	スイス
支出	40.8	65.0	36.1	68.5
収入	7.3	48.5	21.2	70.8
比率	0.14	0.75	0.59	1.03

出典：スウェンデン2010: 159-160, 表4-5から筆者作成。

に見合った言語制度改革を目指してフランデレン運動は高まったのである（松尾二〇一〇b）。

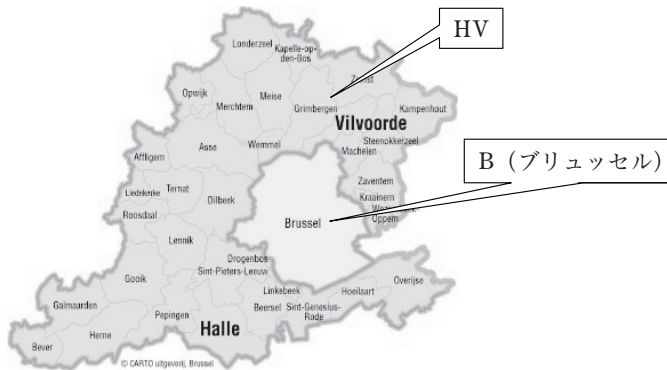
このフランデレンとワロンの格差は現在においても是正されていない。詳しくは別稿に譲るが、戦後、福祉国家が確立していくなかで、徐々にフランデレンによる社会保障財源負担が不平等感を高め、フランデレンの独立運動が強くなったわけである（松尾二〇一〇c）。ここで補論的ではあるが、ベルギーの課税構造をみておきたい（表1）。

表1は、国家全体の財政支出のうち、地域（連邦構成体）の財政支出が占める割合を上段の「支出」に、国家全体の歳入のうち、地域（連邦構成体）の歳入が占める割合を中段の「収入」に国ごとに並べ、その比を下段の「比率」に計算したものである。「比率」は、これが1より小さい値であれば、地域で徴収された税金（地方税等）では自らの支出をカバーできず、その不足分を中央からの交付金に負っていることを意味している。逆にこれが1よりも大きな値であれば、地域は自らの歳入だけで財政支出をまかなえることになる。

表1からも理解できるように、ベルギーの地域（地方）財源は相対的に多くを連邦（中央）の財源に負っている。この点でベルギーの連邦構成体は、実質的には財政上連邦政府から自立しておらず、そのため再分配機能の点で地域・民族・言語間対立を生ぜしめる可能性をもつ。特に近年、ブリュッセル地域の国民総生産および所得税収の低下は著しく、フランス語系政党にとってブリュッセル経済の支援は急務となっている

(Pagano *et al.*, 2011: 10-11)。

図5 BHV



出典：Brussel-Halle-Vilvoorde (brusselsjournal.com)

次に、もうひとつの重要な争点になっている、ブリュッセル周辺域の選挙区問題について説明したい。

(2) BHV問題

もうひとつの問題が、首都ブリュッセル周辺域における選挙権の問題である。先に述べたように、首都ブリュッセルはフランデレン地域にありながら「両語圏」と規定されている。

大きな問題となっているのはその周辺域である。この周辺域はオランダ語圏と規定されているが、首都への通勤・通学に便利のため、フランス語系住民も住んでいる。特にハッレ・フィルフォールデ (Halle-Vilvoorde/Halle-Vilvoorde. 以下HV) 地区(図5)には他の周辺地域に比べれば相対的に多くのフランス語系住民が住んでいる。⁽²¹⁾ たとえ公用語を定めたとしても人びとの居住の自由を制限まではできないからである。

こうしたフランス語話者は行政もしくは教育においてフランス語の使用許可を求める。そうした言語的、民族的な重複を有する周辺地区の言語マイノリティが、行政・教育上不利を被ることのないよう、過去のベルギー政府はしばしば便宜措置 (facilities) を導入し、特例を設けてきた。

特にフランス語も公用語としてしているブリュッセルに隣接しており、フ

ランス語住民が多く住むHVでは、本来オランダ語圏であるHVに住むフランス語系住民（マイノリティ）がフランス語系政党に投票できるような便宜措置をベルギーは付与してきた。つまりマイノリティ保護のためにHVをブリュッセル「両語圏」フランス語系政党も立候補している」と同一の選挙区とし、HVのフランス語系住民が、ブリュッセルのフランス語系政党に投票できる便宜措置を付与したのである。これによって、ベルギーは便宜的に「ブリュッセル・ハッレ・フィルフォールデ（Bruxelles-Hal-Vilvorde/Brussel-Halle-Vilvoorde、以下BHV）選挙区」を作り出した。

しかし、この措置は、本来の規定を前提にすれば、相対的にブリュッセルのフランス語系政党に有利に作用しよう。そのためフランデレン側は、その後しばしばブリュッセルとHVとの分離「HVをフランデレン選挙区とする」を要求してきたのである（松尾二〇一〇d）。

これらの二つの争点は、連邦化後、さらに二〇〇一年の分権化を経て、二〇〇二年ごろから本格的に政治化した。しかし時のヴェルホフスタット自由党政権はこれを解決できず、この困難な問題を「凍結」し、二〇〇七年の連邦選挙にゆだねることとした。この解決が困難で、二〇〇七年六月一〇日の選挙以降の半年の政治空白が生じることになったわけである。以下、節を改めて、簡単に二〇〇七年の政治空白について説明をしておきたい。

3-3 二〇〇七年の「分裂危機」

二〇〇七年六月の総選挙以降、この二つの争点をめぐってフランデレン、ワロンの連立政権交渉は難航し、半年の政治空白が生じた。この選挙では、BHV問題処理で失敗した旧与党（自由、社会）が敗北し、野党フランデレン・キリスト教民主主義政党（Christen-Democratischen en Vlaams、以下CDV⁽²²⁾）が、民族主義系小政党である新フランデレン同盟（Nieuw-Vlaamse Alliantie、以下NVA）と選挙連合を行い勝利した。党首イヴ・ルテルム（Yves Leterme）はフ

ランデレン有権者の支持を集めるため、社会保障財源の分割を政策の軸として掲げ、「フランス語話者にはオランダ語を理解できない」「BHVの分割に一切の妥協はない」などと民族主義的な言説によってキャンペーンを展開した。その民族主義的なアピールにより、ルテルムは圧倒的な支持を得た。

CDVのルテルムとNVAのバルト・デ・ウエヴェール(Bart De Wever)を中心にした交渉は長引いた。NVAは第二次世界大戦後から台頭していた民族主義政党である人民同盟(Volksumie、以下VU)が分裂してできた右派政党である。二〇〇三年の選挙では、民族主義政党の台頭を嫌った当時の政府が阻止条項を導入したため苦戦したが、今回は野党であったCDVと選挙連合を組んだ(Hooghe, Maddens, and Noppe, 2005)。その結果、CDV=NVA連合が勝利したのである。

交渉の間、特にデ・ウエヴェールの態度は強硬で、フランデレンの独立も辞さず、選挙から二カ月を経た八月半ばには、分権化を拒否するワロン側政治家、有識者も強硬化し、「この交渉には危険な香り」「交渉がまとまらず、ベルギー分裂の危険性がある」がする」と発言していた。またその後BHV分割問題についても合意に達せず、ルテルムは調停に失敗し、交渉は長引き、最終的に次年度予算の決まらぬなかで、国王は半年後の一二月に前首相であったヴェルホフスタットに組閣を依頼し、NVAをはずした暫定政権が誕生したのである。

こうして「分裂危機」は回避され、二〇〇八年三月にルテルムが政権を引き継いだ。しかし、あまりに長期の政治空白の責任を問われ、彼は政権成立当初から不人気であった。さらに彼は、公約として掲げたフランデレン、ワロン分権化を期限までになすことができず、結局二〇〇八年一二月にわずか九カ月で辞職した。次にCDVのヘルマン・ヴァンロンパウが政権を担ったが、その一年後には彼が初代欧州理事会常任議長に選出されベルギー首相を辞したため、再びルテルムが政権を担う。しかし彼はBHV分割について答えを出すことができず、結局二〇一〇年三月に辞職し、同年六月三〇日に再び選挙が行われた。以下はその選挙結果とその後の交渉過程の分析である。

なお、ベルギーでは、選挙が行われた場合、慣例として選挙の第一党から選ばれた人物が「組閣担当者 (formateur)」として国王から指名され、各政党との連合交渉や組閣の任にあたる。これが事実上の首相（候補）である。しかし、これではあがった（仮の）政府は、議会での施政方針演説を経て議会に信任されねばならない。主要政党間で施政方針の合意が困難な場合、下院での過半数の信任を得ることができないため、この作業を何度も繰り返し、組閣担当者が交替していくこともある。その場合、有力者が「誰が組閣担当者」「首相候補者」にふさわしいかを国王にアドバイスする役割を担う。これを「情報提供者 (informateur)」と呼ぶ。いわば事前の根回し役である。

ただしこれは法的に制度化されていない慣例であり（デミトリ二〇〇二）、交渉が長引く場合は、次々と新しい役職（調停者、準組閣担当者等）が指名される。これらは交渉参加アクターの間を仲介し合意案を準備する。名称は異なるが、なすべき仕事は実質的に情報提供者と同じである。

4. ベルギーの政治危機（二〇一〇年六月～二〇一一年二月）

ベルギーでは、二〇一〇年三月のルテルム第二次政権辞職を受け、同年六月一三日に連邦議会選挙が実施された。主な争点は、やはりBHV問題と、経済格差にとまなう、社会保障など財源の分割、それにとまなう課税権限の（中央から地域への）移譲であった。選挙結果を表2に示す。

本選挙では、二〇〇七年選挙時に、CDVと選挙連合し共通の候補者名簿リストを掲げたフランデレン民族主義政党N-VAが躍進し、単独で勝利した。

表2 選挙結果

フランデレン	
政党	議席数 (前回からの増減)
N-VA (民族主義)	27 (+23)
CDV (キリ民)	17 (-9)
SP.a (社会)	13 (-1)
OpenVLD (自由)	13 (-5)
VB (極右)	12 (-5)
GROEN! (環境)	5 (-1)
LDD (ポピュリスト)	1 (-4)
ワロン	
PS (社会)	26 (+6)
MR (自由)	18 (-5)
CDH (キリ民)	9 (-1)
Ecolo (環境)	8 (0)

N-VAは二〇〇七年の政権形成交渉のさい、フランデレンの分権化、将来的な独立を主張した政党である。しかし、結局二〇〇八年三月に成立した第一次ルテルム政権から離脱した。第一次ルテルム政権は公約としてBHV問題の解決を掲げてはいたものの、「分割」を明言するものではなく、単なる妥協に過ぎないと判断し、政権から離脱したのである。二〇一〇年の選挙においては、その妥協せぬ態度が支持されたとはいわれる(*de standard* 15/06/2010)。

また彼らが二〇一〇年選挙戦で掲げた「考え、勇気をもって、行動しよう(DENKEN, DURVEN, DOEN)」が効果的であったともいわれる(*de Morgen* 28/12/2011)。とこののも、ワロン社会党

(PS)が掲げたのは「人びとに保障を。できるだけ全てを今のまま、十分に」であった。つまり、前者は「変革」、後者は「現状維持」を訴えた。変化を望むフランデレン有権者の支持を効果的に集票しえたのである。

こうした結果により、ベルギーはまた分裂（危機）かと騒がれ、結局政権成立まで一年半の時間を要したわけである。以下、この過程を追う。

4-2 交渉過程

(1) 政治過程の概要

まず、この過程を便宜的に三つのラウンドに分けて（表3）概要を説明する。

第一ラウンド

実は選挙を見越して、以前から、ジャン・リュク・デハーネ (Jean-Luc Dehaene, CDV, 首相経験者)ら有力者は「次期選挙のため」BHV分割の具体的提案を公言していた (*de standard* 11/04/2010)。また辞任していたルテルム元首相も「即座に受け入れられないが、交渉の予定はある」 (*de Morgen* 14/04/2010)と発言しており、BHV分割を強く主張していたNVAを中心に政権交渉に入ることは比較的スムーズであった。⁽²³⁾

選挙後、国王は、「選挙結果にもとづいて」、第一党党首であるデ・ウエヴェール (NVA)を情報提供者に指名する (*de standard* 14/07/2010)。新聞各紙は、この交渉が難しいと報じたが、デ・ウエヴェール自身は意欲を見せ、「終わりのない議論はない」、「二週間以内でこの任務を終わらせる」「施政方針案、政権組み合わせ、首相の目途を立てる」と発言していた。彼は、当時のフランデレン地域政府 (NVA, CDV, SP.a)とワロン地域政府 (PS,

表3 2010～2011年危機の政治過程

月日	政治過程
第1ラウンド (6月14日～9月3日) : 社会党ディ・ルポ (Elio Di Rupo) の交渉	
6/14	情報提供者, N-VAのデ・ウェヴェール (Bart De Wever) が情報提供者に。
6/17	議会内最大勢力の社会党のディ・ルポを軸に, フランデレン (キリ民, N-VA, 社会) とワロン (社会, キリ民, 環境) 連合を提案。詰められないと報告 (7/8)。
7/9	デ・ウェヴェール辞職し, 国王はディ・ルポを「準組閣担当者」に指名。改憲のために全政党を招集, 交渉開始。
7/29	フランデレン (N-VA, CDV) とワロンが互いに「交渉に応じない」と非難。結局ディ・ルポは国王に辞任申し出 (9/3)。
第2ラウンド (9月5日～2011年1月26日) : 長い調停と失敗	
9/5	国王, N-VA (上院議長) のピエテルス (Danny Pieters) とワロン系社会党 (下院議長) のフラージェ (André Flahaut) を調停者に指名。ワロン社会党とN-VAの話し合いへ。
9/17	N-VAと社会党, 互いに非難。
10/4	デ・ウェヴェール, 交渉撤退を宣言。「子供だましのゲームには加わらない」。他方でワロン側は「交渉を頓挫させたのはデ・ウェヴェール」。
10/5	国王, ピエテルスとフラージェを解任。
10/8	国王, デ・ウェヴェールに「10日以内に論点の明確化」を指示。
10/17	デ・ウェヴェール, BHVの分離の憲法的解決を提示。ワロン政党は即拒絶 (10/18)。
10/21	国王, 前フランデレン社会党々首, ヴァンデ・ラノッテ (Johan Vande Lanotte) を調停者に指名。しかしN-VA, PSとも交渉せず。そのままクリスマス休暇。
1/3	ヴァンデ・ラノッテ, 合意案を各党に提示 (地域政府の課税権拡大, 条件付BHV分割)。
1/4	ワロン譲歩。しかしフランデレン反対。

1/6	ヴァンデ・ラノッテ辞意表明するが、国王は慰留。デ・ウェヴェールとディ・ルポに、協力を促す。しかし、フランデレン側は交渉すら拒絶。
1/10	国王、前政権ルテルムに予算審議を指示。
1/23	35,000人規模の政治批判（shame！）デモ発生。
1/26	ヴァンデ・ラノッテ、再び辞意表明し、国王受理。ワロン自由党のラインデルス（Didier Reynders）に情報提供者として調停を依頼。
3/1	ラインデルス、合意案も提示できず辞意表明。CDV党首のウォルテル・ベーク（Wouter Beke）が調停者に指名される（3/2）。
第3ラウンド ディ・ルポ政権への途	
5/12	長期の交渉の末、ディ・ルポが再び組閣担当者となる。各党と交渉開始。N-VAは国王を批判。
7/14	ディ・ルポの合意案（条件付きBHV分割）をフランデレン政党（N-VA）側が否決。ディ・ルポ、辞任を申し出るが、国王受理せず。
7/20	国王、ユーロ危機の中でこれ以上無政府状態は許されない（8月半ばに再開、決定せよ）と演説。またルテルム暫定首相、予算決定のためには9月2日までに政権を、と発言。CDVがN-VAを外した政権形成を示唆。
7/21	CDVのベーク、N-VA無しで交渉テーブルにつくことを承諾。
8/19	8党（既成6党＋環境2党）が一斉交渉に。
9/6	ディ・ルポ、改訂合意案（無条件BHV分割）を提示。各党検討に入る。
9/14	ルテルム暫定首相、辞意が伝えられる（OECD事務）。翌日には否定。
9/15	緊急ミーティングでBHV分割合意。
10/7	その他の改革を含めた政策案が発表される。
10/30	原発全廃政策が公表される。政権予定政党は次年度予算を検討。
11/21	予算案で折り合いつかず、ディ・ルポ辞意表明。国王、受理せず。
11/26	ディ・ルポ、辞任せず、予算案合意。
12/6	ディ・ルポ政権 成立。

出典：le Soirおよびde standaardをもとに筆者作成。

CDH、ECOLO)を合わせた六党連立(両地方政府を反映した「鏡政府」)を目指していた。それにより、その後の政局運営を円滑に進める狙いがあった(*de standard 23/07/2010*)。

七月九日、デ・ウエヴェールは「福祉国家改革についてかなりの程度の一致点を見いだした」、「我々はともに互いの意見の相違はあっても歩み寄れる事実を確認し合うことができた。しかし、その詳細を詰めようとすると、その一致点は、晴れた日の雪のように解けてしまう」(*de standard 14/07/2010*)と交渉の最終的な決裂を公にして情報提供者を辞職する(異例のことだが、交渉内容の詳細について彼は明かしていない)。

こうした状況で、国王は、ワロン側第一党の社会党、エリオ・ディ・ルポを「準組閣担当者」に指名し、デ・ウエヴェールとの連立を示唆した(*de standard 14/07/2010*)。このディ・ルポによる第一ラウンドの交渉内容は「マスコミのリークを防ぐため」という理由で(*de standard 08/09/2010*)十分に明らかにされていないが、現在知りうる範囲では以下のような論点が問題となった。

第一に、選挙区がフランデレン選挙区とワロン選挙区とに分割されていることが問題とされた。それがBHVという複雑な選挙区を生み出しているからである。すなわちBHV問題の抜本的解決のため「全国区選挙制」が議論された。しかしデ・ウエヴェールが反対したため、ここでの合意はなされなかった(*de standard 28/07/2010*)。

特に後半では、BHV分割と、ワロン地域への拠出金増額(経済格差)という問題がトレードオフ化していた。たとえばCDHは、BHVを分割するのであれば、ブリュッセル地域やワロン地域への拠出金を増やすことを補償として要求した。しかし、NVAとCDVは「BHVを分割しなければ、「ワロンへの」拠出は認めない」と主張し譲らず、交渉は決裂する(*de standard 15/09/2010*)。後者の意図は、「条件付きでBHVを分割することは認められない」との意である。

結局ディ・ルポは、「交渉の席についたほとんどの政党は、それぞれ合意を望んでいることは明らかにしていた。ほ

ば最終的な合意ラインまでは達していた。しかしギリギリのところでは国家を改革するチャンス逃してしまった」(Le Soir 08/09/2010)、他方デ・ウエヴェールは、「我々は懸命に解決方法を探した。しかし、結局できなかった」(Le Soir 08/09/2010)と互いに交渉決裂を宣言するに至る。

第二に、二〇〇九年の地域政府選挙によって形成されたフランデレン、ワロンそれぞれの地域政府与党(後述。図5参照のこと)を組み合わせて(鏡)連邦政府を形成しようと交渉してきたことによる齟齬も見られた。すなわち、フランス語の環境主義政党ECOLOの参入をめぐり、交渉が停滞したのである。ECOLO側は、NVAとPSが原発存続を支持していることに対する嫌悪を露わにしていた。またECOLO参入に対しては、新自由主義的経済政策を望むNVAが反対した(Le Soir 01/08/2010)。

さらにECOLOに代わり、九月にはフランス語の自由党(MR)が、「小さな政府」すなわち「連邦政府の縮小化」(「地域への権限委譲」)を支持して、交渉参加を表明した。しかし、経済政策で一致するNVAはMR参入を支持したが、両社会党が「大きな政府」を主張してMRの参入に反対した。またCDVも、一九九九年に自分たちを政権から追いやった自由党との連立を固辞し、この組み合わせも成立することはなかった。結局第一ラウンドの交渉は、「それぞれが互いに批判」すること、「ゼロになった」、「何ももたらさない」まま終わることになった(de standard 08/09/2010)。すなわち、第一ラウンドでは、既に成立していた二つの地域政府与党間の合意形成が目指されたが、交渉が混乱し決裂したといえる。

第二ラウンド

第一ラウンドの交渉決裂を受けて、国王は次々と「調停者」を立てる。デ・ウエヴェールとデイ・ルポの溝が埋まらないため、またデイ・ルポの落胆の具合は大きく、容易に新しい交渉に入るようにはみえなかったため、両者を調停す

るためである。

まずフラーエらは、二人が再び交渉のテーブルにつくよう説得を試みた (*de standard* 08/09/2010)。実は、両者が同じ交渉テーブルにつくことは、このあと約一〇カ月の間 (公式には) なかった。キーパーソンとなる二人の間を調停者は行き来し、それぞれの意見を聞き、合意案をまとめる。しかし、第一ラウンド後、デイ・ルポのみならずデ・ウエヴェールも実は「孤独を感じていた。それが、彼を合意に向かわせることに躊躇させた」 (*de standard* 16/02/2011)。つまり、デイ・ルポとデ・ウエヴェールにとつて、直接対話を回避し合意に促そうとする調停者の存在は、実は「新しい合意を見つけるための煙幕にしかなくなっていなかった」 (*de standard* 08/09/2010) のである。結果的に交渉当事者たちは、自らの意見を主張し続けただけであった。

こうしたなかで国王はデ・ウエヴェールに「論点の明確化」を指示するが、デ・ウエヴェールの意見は変わらず、BHVの分割、(その補償としてではなく) 中央財源の分権化を示唆する。こうした変わらない態度にワロン政党は「深く失望した」、「我々に対する挑発」(デイ・ルポ)、「不平等」(CDH)、「党派的」(ECOLO)と徹底的に批判する (*de standard* 20/10/2010)。逆にフランデレン側は「この案」[デ・ウエヴェール案]を土台に議論を進める以外の選択肢はない」(CDV)と支持し、さらにそれに対してデイ・ルポが「ワロンとブリュッセルの発展を握りつぶし、ワロンとブリュッセルの福祉を危険にさらす」(*de standard* 20/10/2010)と応じた。彼によれば、金融危機のなかでブリュッセルが首都、EUの首都としての機能を果たすために、どうしてもブリュッセルへの国庫補助が必要であった (*RTBF* 05/07/2011)。

また、ワロン地域政府首相であるルディ・デモッタ (*Rudy Demotte*) は「他国の例が示すように連邦制は適した制度である。ベルギーの内部でなお機能しうる」(「これ以上の改革は不要」とフランデレンの改革要求を非難する公式見解を示した (*Demotte* 22/09/2010))。フランデレンとワロンが互いを批判し合う対立の時であった。

さらにその後調停者に指名されたフランデレン社会党（S.P.a）のヨハン・ヴァンデ・ラノッテは、再び「鏡」政府を模索した。しかし、大寒波が到来し、雪による交通マヒも生じ、彼はPSとN-V Aの間を行き来することに時間を消耗することになる。

ヴァンデ・ラノッテが提案したのはBHVの部分的（後述）分割、課税権の分権化等である。この案をフランデレンはやはり条件付きのBHV分割であると認めず、逆にワロン側はN-V Aを除いた政権形成を要求した。しかし、N-V Aを欠いた連合では、制度改革（憲法改正）に必要な議席数に届かないことを理由にCDVがN-V Aの参入を主張し、ヴァンデ・ラノッテは結果的に「まったく」交渉を「進展させることができなかった」（*de standard* 27/01/2011）と表明し、辞職するに至る。

次に国王は、次にワロン自由党首ディディエ・ラインデルスに調停を依頼する。先に記したとおり、第一党であるN-V Aが自由党を支持していたからである。N-V Aは自由党が首班であるならば閣外協力してもよいと示唆していた。しかし「小さな政府」を掲げる自由党参人に対する社会党の不信感が高く、また他のフランデレン政党は、N-V Aが政権を外れることで再び選挙で支持を集めることを恐れ、一致して自由党の参入を拒否し、ラインデルスは辞職する（*de standard* 16/02/2011）。ここでは、フランデレン諸政党が「次期選挙」での敗北を恐れて合意が不可能となり対立が生じているといえる。

第二ラウンドにおいては、実は調停者の存在が「煙幕」となってしまうことによつて、両者は直接に対話することがなく、それがゆえに「孤独を感じ」、自らの政策案を主張し続けざるを得ない状況に陥ってしまった、というべきであろう。

ただし、この時期が交渉アクターの「対立」だけの不毛な時期であった、というわけでもない。というのも、「対立」のなかから「N-V Aを外した政権形成」構想の萌芽がみられるからである。N-V Aも「閣外協力」を示唆するなど、

必ずしも政権参加にこだわらない姿勢を示し始めている。「対立」における緊張があまりに高くなると、交渉アクターが態度を合意へ修正することを、ワルグラウヴらも認めている (Walgrave and Vliegenhart, 2010: 1148)。すなわち、交渉はここから合意へと向かっていく。続いて第三ラウンドの概要を記す。

第三ラウンド

度重なる調停の失敗により、政治空白の世界記録を更新し、さらに大小を問わず市民のデモが生じて、国王はNVAと前回選挙時から行動を共にしてきたCDVのウォルター・ベークに調停を依頼し、これを通じて二〇一一年五月には、ディ・ルポが組閣担当者に指名される²⁴。その後ディ・ルポは時間をかけて合意案(BHVの条件的分割。すなわち分割の補償としてワロンへの抛増額)を七月にフランデレン側に提案する。と同時に、ディ・ルポは「私たちはCDVをテーブルに招いている。自らの立場「NVA支持か、それともNVAとは別に連立に加わるか」をはつきりしてもらいたい」と、NVAを支持してきたCDVに呼びかけた。徐々に「CDVはNVAの後ろに隠れていたいことを批判されるようになってきた」のである (de standard 20/07/2011)。

CDV側では、七月一四日の時点では、一方でクリス・ペータス (Kris Peeters, CDV、フランデレン地域政府首相) が「ディ・ルポは戻り、提案を書き直すべき」と発言しNVAに同調していた (de standard 12/07/2011) が、他方で党首であるベークは、「CDVはもしディ・ルポ氏が案を修正「BHV分割に対する補償をはずす」してくれれば、その後交渉の席に着く」(VRT 14/07/2011)と発言していた。ここではCDVの党内意見の相違が顕在化しつつあるといえる。

同日、二〇一〇年一〇月一日以来約一〇カ月ぶりに八政党(フランデレン・ワロンそれぞれのキリスト教民主主義、自由党、社会党、環境)が交渉テーブルに揃い²⁵、CDVの要求は何かと追及する。同日午後、党首ベークは、「CDV

の条件について話す用意がある」と発言し柔軟な態度を見せ始める (VRT 14/07/2011)。しかしNVAは「CDVが説得されないことを希望している」と声明を発表し、結局同日の記者会見でフランデレン側はデ・ウエヴェールを中心にデイ・ルポ案を拒絶する。(VRT 14/07/2011)。

それに対して、翌朝ベークは各党を回り「こちらの要求「BHVの無条件分割」に対応するなら交渉に参加する」と交渉に前向きな姿勢を示す (VRT 15/07/2011)。さらに七月二〇日には国王が、欧州金融危機のなかでベルギー政治のこれ以上の停滞は許されないと公式会見で発言する。ここでの国王の発言が各政党の行動を合意に向けさせたとの見方もある (Le Soir 25/07/2011)。

その後デイ・ルポは、「交渉前にBHVという障害を取り除く「BHVの無条件分割」、「補償を」案から消すことはできないが、それは作業グループ「実務レベル」を通じて試みる」(VRT 22/07/2011)として、事実上「BHVの無条件分割」を容認する。

結局CDV (ベーク)は、補償なし (無条件)でのBHV分割を前提に、政権形成に向けて前向きに交渉することを表明する (de standard 26/07/2011)⁽²⁶⁾。他方でNVAはCDVの態度の変化を批判し、政権からの離脱を表明して、結局政権交渉はフランデレン、ワロンそれぞれのキリスト教民主主義、社会、自由の六党を中心に進む。

なお、ここでの合意案はデイ・ルポのトレード・マークが蝶ネクタイでもあり、「バタフライ合意案」と呼ばれた。その趣意を記すと、

国家改革案 (バタフライ合意) の趣意

- ・二〇一四年選挙に向けてBHV選挙区を分割する。しかし、とくにフランス語話者の多い六地区のみは便宜措置を残す。

・連邦予算の縮小化と地域・共同体政府に対する連邦からの拠出拡大、および地域政府の課税権拡大と運用範囲の拡大。ただしワロンの要求によって、社会保障（年金、失業）の財源は実質的に連邦管轄（運用は共同体政府）。

である。結局「無条件分割」を認めることによって、ワロンは最終的に「条件」である助成金を獲得するわけである。またBHVは特にフランス語住民の多い地区の特例を残したまま、部分的に「分割」され、ワロンにとって死活問題の社会保障財源の分割までは（今後の作業グループのゆくえ如何だが）明言されなかった。その意味では玉虫色であり、合意型民主主義の伝統に則ったものといえる。

その後

完全分割とはいえない、妥協的なものだったとはいえ、BHV分割は歴史的合意であった。しかし、その後の交渉が順調であったとは必ずしもいえない。憲法改正に向けた議席数確保のため、環境政党の閣内外協力をめぐり、原発全廃が合意案に盛り込まれた⁽²⁷⁾。

さらに、二〇一一年一月には、次年度予算案をめぐり、デイ・ルポ率いる社会党は「大きな政府」を、自由党が「小さな政府」を目指して対立し、予算が組めないことを理由にデイ・ルポが再び辞任を申し出ている。国王の慰留によりデイ・ルポは留まり、かつ妥協し、結局二月六日に正式にデイ・ルポ六党連立政権が成立した。以下では、この過程から政治危機の要因等を考察する。

5. 考察

以下では、冒頭で掲げた二つの問い、なぜ長期化したか、そして、なぜ合意できたか、という問題を考察する。まずは系列的に、各ラウンドの要点を整理しよう。

5-1 長期化の要因

第一に長期化の要因だが、まず第一ラウンドでのN-V-Aに注目しよう。合意案ギリギリまで進みながら、N-V-Aは最終的に「BHVを分割しなければ、「ワロンへの」抛出は認めない」と述べ、合意を拒絶した。デ・ウエヴェールはこの点に強固に固執していた。N-V-Aの強硬な態度はなぜか。N-V-Aは党の公式HPで以下のように述べている。

N-V-Aはベルギーを終わらせたいのか

N-V-Aは革命を望んではいない。ベルギーからの分裂をみているわけでもない。しかし、私たちはより民主的な、より効率的な国家構造を望んでいる。私たちは一步一步この改革を、民主的なやり方で進めた。い。(N-V-A公式HP)

すなわちN-V-Aは「革命（＝分裂）」を明言はしていない。むしろそれを否定し「一步一步改革を進める」ことを

掲げていた。つまりNVAはフランデレン利益を代表して、国家改革を要求する政党であった。デ・ウエヴェールは、この「選挙前に国家改革が進むことは望まない」とさえ発言していた^(de standard 20/01/2010)⁽²⁸⁾。国家改革(分権化)が合意され進展すれば、NVAは改革を要求してきた政党としての役割を終えることを、デ・ウエヴェールは十分に認識していたと考えられる。換言すれば、NVAはフランデレン地域政府与党として、そしてフランデレン地域政党の代表者として「改革を要求する」立場に固執して、合意(政権成立)自体に反対し続けたのである。

第二ラウンドをみた場合、調停者が次々と失敗し、不毛な議論、「対立」を招いた。この点について、調停者が交渉アクターの間に入り合意案を策定するという慣例のゆえに「煙幕」が生じ、交渉アクターが直接対話をするのがなかったという点に注目したい。すなわち、ベルギーの政権形成交渉の慣例が、逆に交渉アクターの対話を妨げて、ワルグレーヴらが指摘した「コミュニケーション」の不全を招いたのである。

では、そこから脱して最終的に合意できたのはなぜだろうか。そこで以下では、合意の転機として、CDVの態度の転換について考察したい。

5-2 合意の要因

この点については、以下の背景を挙げることができる。第一に、七月二〇日の国王によるスピーチの影響力である。欧州の金融危機、過去八〇年で最悪の経済状況で政治の停滞を叱責する国王のスピーチは、アクター全体の意志と行動を、対立から合意形成へと方向転換させた可能性がある。また第二に、一二年度予算を、一〇月にEUに報告する必要もあつた。今更ながら、ではあるが、タイムリミットが交渉アクターに圧力をかけたのである。

しかし、これらの外生的要因以上に、冒頭で述べた趣旨に従い、本稿では制度的、内生的要因に注目したい。特に、

二〇一一年三月からワロン政党がNVAを外した政権を要求していた (*de saturday* 25/03/2011) が、これがCDVに圧力となっていた。ではCDVはそれまでNVAを支持し、全体の合意形成に対して「対立」していたのに、なぜこれらの圧力に「追従」したのだろうか。この態度変化の理由を考察してみよう。

党首であるベークは、二〇一一年八月のCDV一〇周年記念講演で、「我々は現状維持 [PS] でもなく破壊者 [NVA] でもなく、交渉者である」 (*Beke, 27/08/2011*) と宣言しており、後には、自身のHPで「NVAは歴史を破壊するべきではない」、「CDVの」交渉参加は事前に準備されていた」とも述べていた (*Beke, 07/01/2012*)。その背景として、同講演でベークが以下のように述べていることに注目したい。

一〇年まえ、連邦政府でも、フランデレン政府でもCDVは野党だった。キリスト教キリスト教民主主義者は議会で最大勢力であったにもかかわらず、自由主義者、社会主義者、環境主義者、フランデレン民族主義者 (Spirit) は我々を野党に追いやった。……CDVには向かい風のときだった。……福祉を作り出せるのはキリスト教民主主義者である。われわれこそが国家改革を主導できる。経済危機後の巨大な財政赤字を処理できるのは、キリスト教民主主義による政府しかない」 (*Beke, 27/08/2011*)。また後に「政権に参加することは我々にとって良いことであると信じている。その結果は共同体、地域レベルにも我々のメッセージを伝えることになろう」。

二〇一〇年、二〇一一年のCDVの問題は信任にあった。……我々はベルギーを改革したい。破壊するのはなく (*Beke, 07/01/2012*。傍点は筆者による。以下同じ)。

すなわちCDVは一九九九年以降野党であり、二〇〇七年の選挙で、ルテルムの民族主義的アピールで政権に返り咲いた。しかしその後のルテルム政権の不手際が原因で、「信任」を問われ、二〇一〇年六月の選挙ではNVAに敗北した。そこでNVAが掲げる（一見）分離主義と決別し、政権参入することによって、二〇一〇年以降の不利を覆そうと方向転換したわけである。つまり二〇一一年の七月の急展開は、ベークの政権参加に対する強い意欲による、他の交渉アクターの圧力への「追従」だったのである。換言すれば、二〇一二年以降の選挙（「次期選挙」）への影響を考慮し、「報酬」を獲得しようとして他のアクターに「追従」することとなったのである。

ベークは、二〇一一年八月二六日のCDV党首脳部集会において「政治的決断です。大前提は満たされましたがまだ十分ではありません」（CDV 26/08/2011）と述べており、政策的には今回の合意案がまだ不十分であることを公式に発言している。ということは、翻って、ベークの転回が政策的な意図からではなく、むしろポスト獲得志向ないし得票最大化志向（Miller and Ström, 1999）から生じていることを示すものであろう。合意形成の要因は、党首ベークの政権志向にあった。

ただし、このベークの「追従」によって、CDVがジレンマに陥っていることを指摘しておきたい。そもそも二〇〇七年の選挙の勝利は、NVAとの選挙連合に負うといわれている（Van Hecke, 2012）。さらに、それに加えて、CDVはフランデレン地域政府において、与党としてNVAと協力する必要性がある。NVA側も「この不確実性」「ワロンとの協議による政策の不透明性」を解消するために、フランデレンの主要政党、NVA、CDV、S.P.a.はともに、「……改革作業を始めなければならない」と、フランデレン政府与党の一致を強調し続けていた（NVA 06/07/2011）。またそれに応じるように、CDVでフランデレン政府首相のペータスが、周囲の圧力の中でも「私は両党（CDVとNVA）の連立を望む」（VRT 08/05/2011）と発言し続けていた。さらにペータスはその後の（ベーク主導の）合意案に対しても「コメントしなご」（de standard 11/10/2010）と応え、一定の距離を保っている。

つまりCDVはフランデレン地域政府（首相所属政党）として「地域」利益を優先する（NVAとの協調）か、それとも連邦政府へ参入するという選択を迫られていた。このジレンマによってCDVは内的亀裂を抱え、さらにその亀裂のゆえにCDVの態度の転回は時間を要し、そしてそれを一因としてこの交渉が長期に亘ったことが、この第三ラウンドの考察から明らかになる。⁽²⁹⁾ 以下では、ここまでの考察をもとに「連邦制の効果」について検討してみたい。

5-3 連邦制と政権交渉

まず、連邦制度が交渉アクターに与える影響として「政党システムの多層化」という点に注目する。以下の図6はデスハウアーの手法に従い、二〇〇九年に決定された各地域政府の与党（数字は議席数）を下段に、また今回の二〇一〇年以降の長期の交渉の結果決定した連邦政府与党を上段に記したものである。

特に第一ラウンドでは、両地域政府与党を併せた、地域政府の「鏡」政府が模索された（NVA、SP.a、CDV／PS、CDH、ECOLOによる六党連立）。しかし、そもそもこの時期ワロンとフランデレンの両地域政府は、BHV分割や拠出金の問題をめぐり、対立していた。それらを中央で合意させることは困難であった。すなわちベルギーの連邦制、多層化した政党システムにおいては——連邦化によって相対的に地域利益が重要性を増しているため——連邦（中央）政権形成の場合は、対立する二つの地域利益が対峙する場ではなかった。特にフランデレン地域政党として台頭してきたNVAにとって、この場での合意はできなかつた。これが、政党システムが「連邦」と両「地域」に多層化したことの負の影響である。

第二に、個々のアクター（政党）内部においても、「地域派」VS「連邦派」の対立が生じ、地域政府与党であるCDVの意志の変化には時間を要し、合意形成が困難になった。換言すれば、ベルギー連邦制度の下では、個々の政党

図6 2010年政治危機の背景（下線は首相所属政党）

ベルギー（150）2010年からの交渉結果							
	SPa (13)	Open VLD (13)	CDV (17)	<u>PS</u> (26)	MR (18)	CDH (9)	
N-VA (16)	SPa (18)		<u>CDV</u> (30)	<u>PS</u> (29)		CDH (13)	ECOLO (14)
フランデレン（124）2009年から				ワロン（75）2009年から			

出典：著者作成

も「多層化」し、中央の交渉アクターが地域利益に左右されやすくなり「自律性」を喪失し、「対立」を招いたといえる。これも連邦制が政党システムを多層化したことによる、ネガティブな結果である。

次に第二ラウンドから、交渉アクター当事者間の直接対話を欠いた結果、「対立」を促した、すなわち、コミュニケーション不足が「対立」を促進する可能性をみた。しかし、これは、主として次々と調停者等を立てるベルギーの政権形成交渉の慣例が「煙幕」となってしまった可能性が高いと考えられる。かつて、こうした調停者による仲介行為は「冷却期間」と呼ばれ対立を沈静化させる機能を担っているといわれていたが、今回の交渉においては——そもその要因は争点の難しさ等にあるだろうが——むしろ対立促進期間と化したのである。

第三ラウンドにおけるCDVの態度変化の背景には、リーダーの「次期選挙」に対する考慮があった。それがゆえに圧力に「追従」し、「合意」が可能になったのである。この点で連邦化は、地域、連邦、（共同体および欧州）と選挙の数を明らかに増やす。各アクターに「次期選挙」の機会を次々と与えることになる。

しかし、選挙の数を増やすことが、必ずしも常に合意を促進するわけではない。第二ラウンドにおいては、フランデレン諸政党がN-VAの躍進を恐れてN-VAを支持し、合意形成を困難にしていた。また、

二〇一一年一二月の世論調査では、CDVは態度を変えたため不人気であり、「筋を通した」NVA支持が高い。この点を考慮すると、「次期選挙」の影響は各アクターの「見込み次第」である。しかし連邦化が選挙の回数を増やすことによつて、アクターの行動を常に左右する要因となつていないことは否めないであろう。

以上を整理すると、今回のベルギーの政権合意の長期化は、第一に、連邦化によつてアクターが多層化して交渉アクターの自律性を低下させたために、政党間および政党内合意形成を難しくしたことによつて、第二に、調停者の存在がコミュニケーション不全を導き、対立へと促されたことによつて生じた（ただし、これはベルギー特有の慣例に負う）。さらに、第三に、連邦化が選挙を多数化することによつて——さらにその時々アクターの見込みによつて左右され——交渉過程が混乱したことによるといえるだろう。⁽³⁰⁾

さらに「連邦制の効果」という点で還元しうる知見を現時点で暫定的にまとめると、以下のようなだろう。

第一に、連邦化は政党システムを多層化し、交渉アクターの中央での合意を困難にし、かつ政党内部にも亀裂を生み出しやすく、交渉アクターの自律性を喪失させ、地域・民族利益が対立している状況下で政権合意形成を困難にする。すなわち多民族国家においてはネガティブな効果を与える。

第二に、選挙の数を増やすため、アクターの行動がよりポスト獲得・得票最大化という意図——その帰結はアクターの認識により様々だが——に左右されやすくなる。

最後に、合意形成交渉過程における「コミュニケーション」の影響は大きいが、これはむしろベルギー固有の政権形成の慣例の影響が大きいと考えられる。また「手続きコスト」についても、そもそも政権形成という非日常的行動であるがゆえに合意形成を困難にしていることに加え、やはりベルギー固有の慣例によつて影響されて合意形成を阻害する要因となつていくべきであろう。

結論

本稿では「連邦制の効果」について、極力比較可能な枠組みを意識しつつ、ベルギーの二〇一〇年六月以降の政権交渉アクターの行動に注目して検討した。もし「政権形成交渉の慣例」をベルギー固有の要因とし、「選挙の多数化」をアクターの認識次第、すなわち状況依存的な条件とするのであれば、多民族国家における連邦制度は「政党システムの多層化」により合意形成を困難にする点が認められた。すなわち、連邦制は政権形成交渉においてネガティブな、「逆説」的效果を及ぼすのである。

今回の長期の交渉の結果結ばれた合意案は、結局のところ「玉虫色」であることは先に述べた。まだフランデレンは次の要求（BHVの完全分割等）をするだろうし、そのとき「ベルギー分裂」というレトリックは、マニフェスト上であれ、アピールの言説の上であれ、特にNVAら民族主義政党によって用いられるだろう。

また政府発足直前の二〇一一年一月末に、次年度予算案をめぐることで、欧州危機のなかで「大きな政府」維持を主張する社会党と、「小さな政府」を目指す自由党の対立が生じてディ・ルボが組閣担当者を辞職したが、ここからこの一年半に亘る交渉の争点は、実質的に、ほぼ合意しかけていたBHV問題ではなく、財政をめぐる右派・左派の対立であつたことが明らかになった。よつて当面は欧州金融危機の解消次第で、よりNVAが勢力を増すかどうか、そしてベルギーの命運が左右されるであろう。

注

- (1) ルテルム第二次政権辞職後から算出すれば、五八九日となる。
- (2) この間、前政権が、暫定的に行政を担当した。しかしこの政権には正式な予算決定権もない、単なる「事務管理」内閣ではない。
- (3) 武居二〇一二は、フランス語系新聞をもとにこの過程を丁寧に説明している。参照されたい。なお本稿はこの時期を「政治空白」「分裂危機」と呼ぶことを批判している（市民生活に支障はないゆえ）が、選挙後政権が決まらない事態は、常識的に考えて異常な状況である。「危機」などのネーミングが過大な表現であるかどうかはあるが、その要因を政治学が分析しようとすることは至極当然である。ちなみにここでの「政治危機」という表現は現地紙 *Le Soir* の見出し、*la crise politique* からとったものである。
- (4) ここで連邦制は、とりあえずキムリッカに従い「一つの中央政府と、領域にもとづく二以上の下位ユニット（地方／州など）の間の分権が憲法上付与され、それぞれのレベルの政府が一定のイシューについてそれぞれ主権を有する政治システム」(Kymlicka, 1998: 119) とする。
- (5) 管見だが、こうした制度設計ないし憲法工学によって民族紛争を解消しようとする試みは、少なくとも一九七〇年代の、すなわちレイブハルトが「多極共存型民主主義」モデルを提唱した当時の（比較）政治学の主流の手法であった。つまりこの当時、アクターの行動に対する制度の影響をみるといった新制度論的手法はまだ十分に流布していなかった。
- (6) カナダ、パキスタン、インド、ナイジェリア、タンザニア、スペイン、ロシア、ボスニア、ベルギー。なお、リーダーはドイツ、スイス、オーストリアを多民族連邦国家に含めていない。
- (7) 前提として、ここでの「成長産業」としての連邦制研究の範疇に、アメリカが含まれていないことには留意されたい。キムリッカは以下のように述べる。「ジョン・ジェイ (John Jay) は *The Federalist Papers* において『神は一つに結び付けら

れた国民に、喜んでこの接合された国家を与え賜うた。同じ祖先から血を受け継ぎ、同じ言葉を話し、同じ信仰を告白し、同じ統治原理を共有し、道徳や慣習も同様である国民に」と述べている。ジェイは民族・文化的同質性を強調し、明らかに黒人を無視している」(Kynlicka, 1998: 124)。すなわち、キムリッカにとって、アメリカ連邦制度はここで取り上げている「多民族」を前提として形成された連邦国家とは別なのである。

(8) たとえば、近年のものであれば、Lambert, Frank 2003 *The Founding Fathers and the Place of Religion in America*, Princeton: Princeton U.P.

(9) たとえばRoeder, 2010: 24 は、ベルギーが二〇〇七年選挙以降の分裂危機を乗り越えられたのは、連邦政府自体がもう重要でなくなったからだと述べており、「分裂危機を乗り越えた」としている点で、すなわち二〇一〇年以降の政治危機を考慮できなかった点で、楽観的と言わざるを得ない。

(10) 他に、同様の主張として、フランデレンが保守(キリスト教民主主義)の強い地盤であり、保守系政党は連邦化/分権化を望むが左派政党は弱く、連邦政府において、ワロンの左派政党と連立形成を望む傾向があること、さらに、ワロンの保守政党は逆の立場にあるため、フランデレンの保守政党との連立を望み、全体として合意形成が困難になっていることを論じるものもある(Sorens, 2010: 73)

(11) 連邦制が言語紛争の解消に寄与していないとするものに、Kohler, 2010.

(12) もう一点の、おそらくより重要な批判として、九三年の連邦化が必ずしも直截的に選挙区の分断を意味しないのではないかというものがある。確かにベルギーの政党システムは現在二つに分かれているが、これは六〇年代以降の漸進的な改革の帰結であり、その点でいつが決定的な選挙区分割の分岐点であるか、について意見は多様である。たとえば筆者と同様に一九九三年を重要な分岐点とするものに、Van Houten, 2004 や Van Haute, 2007 があるが、この点は一九世紀末からの長期の選挙制度改革史研究と、それに対応する政党行動分析を必要とするため、別稿で論じることとした。

(13) ここでは取り上げないが、他に、マニフェストの変化(長さ)は主に解散から選挙までの「期間」が影響していると指摘する成果(Dandoy, 2011b)がある。

(14) (マニフェスト分析を通じて)各政党とも明確にベルギーの将来(vision)を打ち出していないことを指摘し、その不確実性があるからこそ合意できないとするDondoy et al., 2009 はあまりに単純だろう。

- (15) 同様の指摘は、有権者の意識調査を行った Hooghe, 2011 も指摘している。有権者自体は（たとえフランデレンでも）必ずしもベルギー分裂を望んでいるわけはなく、よって近年のベルギー危機は政治家、政治の問題であるとする。
- (16) 国内の地域の三分の二以上で立候補者を出す政党のこと。
- (17) 補足しておけば、連邦構成体（地域政府）が、例えば独自に条約締結権を有するなど大きな権限を認められている点は、中央集権的国家と比べて大きな違いである。
- (18) かつ連邦制という点で、（詳細はもちろん異なるが）アメリカとベルギーは一致しており、アメリカ政治を検討したジョーンズらの成果から方法論を抽出することも、比較政治という文脈では有効である。
- (19) 「自律性」とは、政策過程（本稿では政権形成交渉過程）において、アクターが政党の意志から自律して自らの意志で行動できるかどうかを指す（Walgrave and Vliegenthart, 2010: 1152）。
- (20) 共同体政府は言語という属人的連邦構成体であるため、たとえば「住民税」という形での直接税をとらず、中央（連邦）政府からの交付金を財源とする（Deschouwer, 2005: 61-62）。その点を考慮し、特に以下の財源をめぐる問題（税収をめぐる問題でもある）については、地域政府を中心に検討することとした。
- (21) ベルギーにおいて公的機関が公表する言語別の数値は、その信憑性について、公表されるたびに議論が生じる。ここでは、この程度の表現にとどめておきたい。
- (22) ベルギー政治において、一九世紀末からほぼ一貫して政権を担当。しかし一九九九年に野党に転落。二〇〇七年選挙で民族主義、分離主義を掲げた N-VA と選挙連合を行い、共通の名簿リストを掲げて選挙を戦い、政権復帰した。
- (23) このデハーネの提案は、ワロン・キリスト教民主主義政党である CDH のジョエル・ミルケ（Joelle Milquet）が、BHV の改革だけでは「きわめて不十分」（何らかの補償が必要）と反対して、進まなかった（*de standard* 12/04/2010）。ただし既成政党のうち最も BHV 分割に強硬な姿勢を示していた CDH が、BHV 分割に耳を傾けたとも映る。
- (24) この間の交渉については、現在まだ十分に明らかにされていない。
- (25) デイ・ルポは、「これは交渉ではない。現状の評価だ」と発言している。
- (26) この後、デイ・ルポの提言により八月半ばまで交渉の中断を国王は宣言する。これはデイ・ルポ周辺スタッフの疲労を考慮したとも、ペーケの提案を裏交渉するためにデイ・ルポに時間が必要だったともいわれる。こうした中断は、ベルギー

の政権交渉では常であり、クリスマス休暇、イースター休暇等は（裏交渉は別にして）確実に採られることが多い。

(27) これは、既に二〇〇三年のECOLO入閣時の第二次ヴェルホフスタット政権でも掲げられていた。しかし、その後は一切進んでいなかった。もちろん今回意案に盛り込まれた背景には福島原発事故があったと思われる。

(28) 極右勢力の「成功の故の失敗」(Delwit *et al.*, 2011: 12) を恐れたと考えられる。NVAの前身であるVUがかつて入閣し、分権化を進めた後、支持を低下させたことがある。

(29) 実はこの交渉期間において、カトリック聖職者の幼児に対する性的虐待が発覚し、ベルギーのカトリック教会および政治全体を巻き込む大事件となった。この問題はカトリックリーダーたちの動向を制約することになった。詳しくは Arcq *et Sagesser*, 2011.

(30) もう少し考察するならば、ベルギーのCDVをみる限り、時間がかかれば次の選挙が近づいたために、合意が形成されやすくなるということもいつていいかもしれない。もしそうであれば、「次回選挙」によるネガティブな効果を一旦は強めるが、ある閾値に達したとき、ポジティブな効果を与える可能性が高まるといいうるが、現時点ではまだCDVのみの検討であり、過度の一般化は避け「左右をれやすい」程度の表現にとどめたい。

参考文献

- Airo Hino 2005 "Emergence and Success of Extreme Right Parties in Western Europe: A Comparative Analysis of 15 Democracies," Paper prepared for the Panel 36-7 'Radical Right in Comparative Perspective,' 101st APSA Annual Meeting, 1-4 September, 2005.
- Airo Hino 2012 *New Challenger Parties in Western Europe: A Comparative Analysis*, London: Routledge.
- Amoretti, Ugo M., Nancy Bermeo eds. 2004 *Federalism and Territorial Cleavages*, Johns Hopkins University Press.

- Anderson, Lawrence M. 2010 "Toward a resolution of the paradox of federalism," Jan Erk, and Wilfried Swenden eds. *New Directions in Federalism Studies*, London: Routledge, 126–140.
- Amemans, Gerof, Steven Utsi 2011 *After Belgium: The Orderly Split-Up*, 3rd edition (English), Brussels: Uitgeverij Egmont.
- Arcq Étienne et Caroline Säggesser 2011 "Le fonctionnement de l'Église catholique dans un contexte de crise," CRISP, *Courrier hebdomadaire de CRISP*, n.2112–2113.
- Beke Wouter 2004 "Living Apart Together: Christian Democracy in Belgium," *Christian Democratic Parties in Europe since the end of the Cold War*, Leuven U.P., pp.133–158.
- Beland, Daniel and André Lecours 2007 "Federalism, Nationalism and Social Policy Decentralization in Canada and Belgium," *Regional & Federal Studies*, Vol.17, No.4, London: Routledge, pp.405–419.
- Brams, Marleen, Lieven de Winter, and Wilfried Swenden (2009) eds., *The Politics of Belgium, Institutions and policy under bipolar and centrifugal federalism*, London: Routledge.
- Burgess, Michael, Alain Gagnon 1993 *Comparative federalism and federation: competing traditions and future directions*, New York: London: Harvester Wheatsheaf.
- Cameron, David 2010 "The Paradox of Federalism: Some Practical Reflections," Jan Erk and Lawrence M. Anderson 2010 *The Paradox of Federalism, Does Self-Rule Accommodate or Exacerbate Ethnic Divisions?*, London: Routledge, pp.115–125.
- Cornell, Swante E. 2002 "Autonomy as a Source of Conflict: Caucasian Conflicts in Theoretical Perspective," *World Politics*, Vol.54, pp.245–276.
- Dandoy, Régis, Geoffroy Maltagne and Caroline Van Wynsberghe 2009 "The Future of Belgian Federalism through the Eyes of the Political Actors," paper for ECFR Potsdam General Conference, 10–12 September 2009.
- Dandoy, Régis 2009 "Comparing Different Conceptions and Measures of Party Positions," paper for Workshop "Comparing Different Conceptions and Measures of Party Position," Politicogentmaal, 28–29 May.
- Dandoy, Régis, 2011a "Territorial Reforms, Decentralisation and Party Positions in Belgium," paper for CEPPSA Annual Conference "Multi-level Politics: Intra- and Inter-level Comparative Perspectives," Vienna, 27–29 October 2011.

- Dandoy Régis, 2011b "Explaining Manifesto Length: Empirical Evidence from Belgium (1977–2007)," paper presented at the ECPR Joint Sessions of Workshop, St. Gallen (Switzerland), 12–17 April 2011.
- Dandoy, Régis, Jeroen Joly and Brandon Zicha 2010 "Modes of Partisan Influence over the Government Agenda in the Belgian System: Initiating a Project to Empirically Evaluate Policy Making in Complex Multiparty Coalition Systems," paper presented at the Midwest Political Science Association Annual National Conference, Chicago, USA. April 25th, 2010.
- Delwit, Pascal, Jean-Benoit Pilet, Emile Van Haute 2011 *Les partis politiques en Belgique*, Bruxelles: Editions de l'université de Bruxelles.
- Deschouwer, Kris 1997 "Une fédération sans fédération de partis," Serge Jaumain ed., *La Réforme de l'Etat... et après. L'impact des débats institutionnels en Belgique et au Canada*, Bruxelles, éditions de l'ULB, pp.77–83.
- Deschouwer, Kris 1999 "From consociation to federation. How the Belgian parties won," Kurt Luther and Kris Deschouwer eds., *Party Elites in Divided Societies, Political parties in Consociational Democracy*, London, Routledge, pp.74–107.
- Deschouwer, Kris 2005 "Kingdom of Belgium," John Kincaid and G. Alan Taylor eds., *Constitutional Origins, Structure, and Change in Federal Countries*, 48, 49 pp.49–75. Montreal and Ithaca: McGill-Queen's University Press.
- Deschouwer, Kris 2009a "Coalition Formation and Congruence in a Multi-layered Setting: Belgium 1995–2008," *Regional & Federal Studies*, Vol.19, No.1, London: Routledge, pp.13–35.
- Deschouwer, Kris 2009b "The Rise and fall of the Belgian Regional Parties," *Regional & Federal Studies*, Vol.19, No.4–5, London: Routledge, pp.559–577.
- Deschouwer, Kris 2009c *The Politics of Belgium, Governing a Divided Society*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Detterbeck, Klaus and Eve Hepburn 2010 "Party politics in multi-level systems, Party response to new challenges in European democracies," Jan Erk, and Wilfried Swenden eds. *New Directions in Federalism Studies*, London: Routledge, pp.106–125.
- Di Rupo, Elio 2008 *Être socialiste aujourd'hui*, Bruxelles: Luc Pire.
- De Win, Linda 2011 *Toback Eyskens De Croo Een politieke geschiedenis van België 1993–2011*, Gent: Borgerhoff & Lambrechts.
- Dusseauil, David 2010 "Elite Bargaining and the Evolution of Centre-Periphery Relations in Post-Soviet Russia: A Comparative

Analysis”, academic dissertation for the Faculty of Social Sciences of the University of Helsinki.

Erk, Jan 2008 *Explaining Federalism: State, Society and Congruence in Austria, Belgium, Canada, Germany, and Switzerland*. London: Routledge.

Erk, Jan and Lawrence M. Anderson 2010 *The Paradox of Federalism, Does Self-Rule Accommodate or Exacerbate Ethnic Divisions?*, London: Routledge.

Erk, Jan and Wilfried Swenden 2010 “The new wave of federalism studies,” Jan Erk, and Wilfried Swenden eds. *New Directions in Federalism Studies*. London: Routledge, pp.1–15.

Filipov, Mikhail, Peter C. Ordeshook, Olga Vitaleva Shvetsova 2004 *Designing federalism: a theory of self-sustainable federal institutions*. Cambridge University Press.

Hecher, Michael 2000 *Containing Nationalism*. Oxford: Oxford University Press.

Hooghe, Liesbet, Gary Marks 2001 *Multi-Level Governance and European Integration*. Maryland: Rowman & Littlefield Publishers.

Hooghe, Liesbet 2004 “Belgium: Hollowing the Center,” Amoretti et al. eds., *op. cit.*, pp.55–92.

Hooghe, Marc 2007 “Ethnic Organisations and Social Movement Theory: The Political Opportunity Structure for Ethnic Mobilization in Flanders,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*. Vol.35, No.5, pp.975–990, London: Routledge.

Hooghe, Marc 2011 “Value Patterns and Local Identity in Flanders: In Search of a Regional Identity,” paper for Contactforum Contemporary Centrifugal Regionalism: Comparing Flanders And Northern Italy, 19–20 juni 2009, hooftaanvr.: M. Huyseune, Vesalius College, VUB, Koninklijke Vlaamse Academie van België Voor Wetenschappen en Kunsten.

Hooghe, Marc, Bart Maddens, Jo Noppe 2005 “Why partiesadapt: Electoral reform, party finance and party strategy in Belgium,” *Electoral Studies*, Vol. 25, Issue 2, pp.351–368.

Horowitz, Donald L. 1985 *Ethnic groups in conflict*, Berkeley: University of California Press.

Jones, D. Bryan and Frank R. Baumgartner 2005 *The Politics of Attention: How Government Prioritizes Problems*, Chicago and London: Chicago U.P.

Keating Michael 2001 *Nations against the State. The New Politics of Nationalism in Quebec, Catalonia and Scotland*, 2nd edition,

- London: Palgrave.
- Kohler, Manfred (2010), *Language Politics in Belgium and the Flemish-Walloon Conflict: Reason for a State to Fail or Driving Force behind Federalism and Conciliation*, Saarbrücken: VDM.
- Kymlicka, Will 1998 "Is federalism a viable alternative to secession?," Percy B. Lehning ed. 1998 *Theories of Secession*, London; New York: Routledge, pp.111–150.
- Lambert, Frank 2003 *The Founding Fathers and the Place of Religion in America*, Princeton: Princeton U.P.
- Lijphart, Arend. 1977 *Democracy in plural societies: A comparative exploration*, New Haven: Yale University Press.
- Letorme, Yves, in gesprek met Filip Rogiers 2006 *Letorme uitgegagd*. Tielt: Uitgeverij Lannoo.
- O'Leary, Brendan 2001 "An Iron Law of Federations? A (neo-Dicceyan) theory of the Necessity of a Federal Staatsvolk, and of Consociational Rescue," The 5th Ernest Gellner Memorial Lecture. *Nations and Nationalism* Vol.7, No.3, pp.273–296.
- Pagano, Giuseppe, Julien Vandernoot, Thomas Tyrant 2011 "Vingt ans de solidarité entre les entités fédérées (1989–2009)," *Courrier hebdomadaire de CRISP*, n.2122.
- Riker, William H. 1964. *Federalism: Origin, Operation, Significance*, Boston: Little, Brown and Company.
- Riker, William H. 1975. "Federalism," Fred Greenstein and Nelson Polsby eds., *Handbook of Political Science*, Vol. 5, pp.93–172.
- Roeder, Philip G. 2010 "Ethnofederalism and the Minnagement of Conflicting Nationalisms," Erk, Jan and Lawrence M. Anderson 2010, *op.cit.*, pp.13–29.
- Sabel, Charles F. and Jonathan Zeitlin 2005 *Multi-level Governance*, Oxford: Oxford University Press.
- Sägesser, Caroline 2009 *Introduction à la Belgique fédérale*, Bruxelles: CRISP
- SinarDET, Dave and Niels Morsink 2011 "Contamination or Containment? Sub-state nationalism in Belgian political parties' electoral manifestoes (1965–2010)," paper for ECPR Conference Reykjavik 25–27 august 2011 Panel Multi-level party politics.
- Sel, Marcel 2011 *Les secrets de Bart De Wever*, Bruxelles: Les Éditions de l'Arbre.
- Sorens, Jason 2010 "The Partisan Logic of Decentralization in Europe," Erk, Jan and Lawrence M. Anderson 2010 *op.cit.*, pp.62–79.
- Sturm, Roland 2010 "More courageous than expected? The 2006 reform of German federalism," Erk, Jan and Wilfried Swenden eds.

- Swenden, Wilfried 2005 “What—if anything—can the European Union learn from Belgian federalism and vice versa?,” *Regional & Federal Studies*, 15 (2), pp.187–204.
- Swenden, Wilfried 2006 *Federalism and Regionalism in Western Europe: a comparative and thematic analysis*, Basingstoke: Palgrave (ハートフルーム・スウェンデン著「山田徹訳『西ヨーロッパにおける連邦主義と地域主義』(公人舎) 二〇一〇年).
- Swenden, Wilfried 2012 “Belgian federalism: Means to an end?,” Ferran Requejo and Miquel Caminal eds., *Federalism, Plurinationality and Democratic Consistionalism: Theory and cases*, London; New York: Routledge, pp.137–170.
- Müller, Wolfgang and Strøm, Kaare eds., 1999 *Policy, Office, or Votes?* Cambridge: Cambridge University Press.
- Van Hecke, Steven 2012 “Christian Democracy in Belgium,” paper for the Journal of Kansai University of Law and Politics (forthcoming).
- Van Haute Emilie, Dandoy Régis, De Decker Nicolas, Delwit Pascal 2007 “Complexes identitaires ou identités complexes en Belgique fédérale,” Bayenet Benoit, Capron Henri, Liégeois Philippe eds., *L’espace Wallonie-Bruxelles. Voyage au bout de la Belgique*, Bruxelles: De Boeck, pp.37–54.
- Van Haute, Emilie 2007 “Les rapports entre droit et politique dans un contexte d’instabilité institutionnelle: Effet de contagion? Le cas de la Belgique fédérale,” *Lex Electronica*, vol.11 n°3, pp.1–18.
- Van Houten, Pieter 2004 “The Political Stability of Decentralization: The Role of Parties,” paper for delivery at the 2004 Annual Meeting of the APSA, September 2–5, 2004.
- Walgrave, Stefan and Michiel Nuytemans 2009 “Friction and Party Manifesto Change in 25 Countries, 1945–98,” *American Journal of Political Science*, Vol.53, Issue 1, pp.190–206.
- Walgrave, Stefan and Rens Vliegthart 2010 “Why are policy agendas punctuated? Friction and Cascade in Parliament and mass media in Belgium,” *Journal of European Public Policy*, Vol.17, No.8, pp.1147–1170.
- Walgrave, Stefan, Anne Hardy, Brandon Zicha and Jeroen Joly 2010 “Does devolution lead to diverging issue agendas (or vice versa) ? The case of Belgium,” Working Paper of Research Project “Agenda-Setting II,” Media, Movement and Politics Research

Group de Universiteit Antwerpen.

Wheare, Kenneth C. 1946 *Federal Government*, Oxford: Oxford University Press.

アレンド・レイブハルト著、粕谷祐子訳『民主主義対民主主義——多数決型とコンセンサス型の三六ヶ国比較研究』、勁草書房、二〇〇五年。

北川将之『連邦制』研究の展開——K・C・フェア、W・H・ライカー、M・バージェス——『国際学論集』、上智大学、二〇〇〇年、二一—四九ページ。

正躰朝香『ベルギー政治の不安定と連邦制』京都産業大学論集(社会科学系列)二六号、二〇〇九年、一七一—一八六ページ。

武居一正『ベルギーにおける言語的少数者保護』、『福岡大学法学論叢』四七巻一号、二〇〇二年、三九—六五ページ。

武居一正『ベルギーの政変 *crise politique* (二〇一〇年—二〇一一年) について——その憲法的问题点を中心に』、『福岡大学法学論叢』五六(四)、二〇一二年、三六三—四一三ページ。

デミトリ・ヴァンオーヴェルベーク『ベルギー国憲法の運用と実態の発展——君主制度に於ける法と慣習』、『憲法論叢』八号、二〇〇二年、二七—五四ページ。

津田由美子『ベルギー連邦制の展開と課題——補完性原理(サブシディアリティ)と社会統合(ソリダリティ)』、若松隆・山田徹編著『ヨーロッパ分権改革の新潮流——地域主義と補完性原理』、中央大学出版社、二〇〇八年、九三—一八八ページ。

津田由美子『ベルギー』、津田由美子・吉武信彦編著『北欧・南欧・ベネルクス』(世界政治叢書3)、ミネルヴァ、一四三—一六五ページ、二〇一一年。

松尾秀哉『ベルギー国家分裂危機——連邦化以降の政治主体の行動変化』高橋直樹・岡部恭宜編『構造と主体——比較政治学からの考察』、東京大学社会科学研究所、SSIRシリーズ、Vol.35、二〇一〇年a、五—二六ページ。

松尾秀哉『ベルギー分裂危機 その政治的起源』、明石書店、二〇一〇年b。

松尾秀哉『福祉国家と国民統合——社会保障制度による所得移転は国家の解体を進めるか』聖学院大学総合研究所編『聖学院大 学総合研究所紀要』、四六号、二〇一〇年c、一三四—一五二ページ。

松尾秀哉『ベルギー分裂危機とブリュッセル周辺域の民族問題——『国家政治の縮図』から『都市政治の復権』へ』、日本比較政

治学会編『都市と政治的イノベーション』、日本比較政治学会年報二二号、二〇一〇年d、一一一一―一三二ページ。――
松尾秀哉「ベルギー分裂危機と合意型民主主義」田村哲樹・堀江孝司『模索する政治…代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』、ナ
カシヤ出版、二〇一二年、一八六―二〇五ページ。
若林広「ベルギー国家の再編——政党政治の変容期における最近の展開」、『東海大学教養学部紀要』、第三八号、二〇〇七年、
二二九―二四三ページ。

新聞

de standard, de Morgen, le Soir.

HP

11 juli toespraak

(<http://www.n-va.be/toespraken/11-julitoespraak-bart-de-wever>: 二〇一二年三月五日)

Toespraak Senaat 12 december 2011

(<http://www.n-va.be/toespraken/toespraak-bart-de-wever-de-senaat>: 二〇一二年三月五日)

Formatuur Di Rupo's noto: the N-VA's Assessment

(http://international.n-va.be/files/nva_int/nva_images/EN-110706-Communicatie-N-VA-op-nota-EDR.pdf: 二〇一二年二月一四
日)

(「いざれも」二〇一一年七月に提示したディール提案に対するN-VAの評価。)

Beke, Wouter 2011 Toespraak Wouter Beke 10 jaar CD&V.

(<http://www.cdenv.be/actua/toespraak-wouter-beke-10-jaar-cdv>) (「クーケにちるCDV」一〇周年記念講演。二〇一二年二月
一六日)

Les Fêtes de Wallonie: Le discours du Ministre-Président.

<http://demotte.wallonie.be/les-fetes-de-wallonie-le-discours-du-ministre-president>

(ワロン首相の公式HP。連邦制改革に対する反対表明 二〇一二年二月一七日)

フランデレン国営放送 (VRT) ニュース

<http://www.dereclafic.be/cm/vrtnieuws.english> (二〇一二年二月一六日)

フランス語国営放送 (RTBF) ニュース

<http://www.rtbf.be/info/>

政党HP

CDV www.cdenv.be/

NVA <http://internationalnva.be/>

※本稿は、二〇一二年度日本比較政治学会自由企画にて報告したものを修正したものである。ご採択いただいた企画委員、運営にアドバイスをいただいた渉外委員、大会運営委員の方々、およびコメンテーターの近藤康史会員、白井陽一朗会員に感謝したい。

※本稿は、科学研究費補助金(基盤B 海外学術調査)「マルチレベル・ガバナンス化するヨーロッパの民主的構造変化の研究」(研究代表者 小川有美)(研究課題番号:二三四〇二〇一九)及び同(基盤C)「ベルギー連邦化改革の『意図せざる』結果」(研究代表者 松尾秀哉)(研究課題番号:二四五三〇一四四)の成果の一部である。